

議 事 日 程 第 3 号

平成29年3月2日（木）午前9時開議

日程第1 代表質問

日程第2 議案の付託

日程第3 請願・陳情の付託

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	島	貫	宏	幸	議員	4 番	小	島		一	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	相	田	光	照	議員	8 番	成	澤	和	音	議員	
9 番	中	村	圭	介	議員	10 番	鈴	木	藤	英	議員	
11 番	皆	川	真	紀	子	議員	12 番	堤		郁	雄	議員
13 番	島	軒	純	一	議員	14 番	鳥	海	隆	太	議員	
15 番	佐	藤	忠	次	議員	16 番	山	村		明	議員	
17 番	工	藤	正	雄	議員	18 番	齋	藤	千	恵	子	議員
19 番	海	老	名		悟	議員	20 番	高	橋	英	夫	議員
21 番	高	橋		壽	議員	22 番	小	久	保	広	信	議員
23 番	太	田	克	典	議員	24 番	我	妻	徳	雄	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	井 戸 將 悟
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	我 妻 秀 彰
市民環境部長	菅 野 紀 生	健康福祉部長	堤 啓 一
産 業 部 長	山 口 昇 一	建 設 部 長	杉 浦 隆 治
会 計 管 理 者	神 田 仁	総 務 課 長	安 部 道 夫
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	渡 辺 勅 孝
上下水道部長	宍 戸 義 宣	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 長	大河原 真 樹
教育管理部長	船 山 弘 行	教育指導部長	佐 藤 哲
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	町 田 和 利
選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄	選挙管理委員会 事務局長補佐	宮 本 秀 行
代表監査委員	大 澤 悦 範	監 査 委 員 長 事 務 局 長	宇津江 俊 夫

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	高 野 正 雄	事 務 局 次 長	三 原 幸 夫
庶 務 係 長	金 子 いく子	議事調査係長	青 木 重 雄
主 任	渡 部 真 也	主 任	我 妻 政 仁

午前 9時00分 開 議

○海老名 悟議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 代表質問

○海老名 悟議長 日程第1、代表質問を行います。

順次発言を許可します。

公明クラブ、5番佐藤弘司議員。

〔5番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○5番（佐藤弘司議員） 皆さん、おはようございます。

公明クラブの佐藤弘司でございます。会派を代表して代表質問をするわけでございますが、本日は9時の開会ということで、それだけ質問する議員さんが多いということで、当議会活性化しているというような証左であると思います。

私も以前9時開会に苦い思いをしたこともあります。あすも9時開会でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、中川市政2年目を迎えますが、平成29年度の主要施策につきまして質問をいたします。昨日の質問と重複する部分もございますが、どうか御答弁のほうもよろしくお願いいたします。

中川市長におかれましては政治経験豊富でございますので、今さら釈迦に説法ではございますが、俗に「我が党は知事与党として」とか「我が党は市長に対して野党だから」または「市長の与党会派だ」というような言い方をすることがありますが、これは市民の議会に対する期待あるいは首長に対する権限集中を避ける制度設計には相当ずれた感覚であると思います。

我々自治体議会には、議院内閣制と異なり二元

代表制である以上、首長と議会の間には一定の緊張関係が要求されるものと自覚して、私ども公明クラブは本年度も活動に取り組む決意でありますので、市長、どうかよろしく願いいたします。

ここに来てまだまだ厳しい寒さに身も心も縮むような、けさも大変寒かった時節でございますが、空気がさえる今の季節は星が非常に鮮やかであります。私は冬を代表するオリオン座が大好きですが、この時期になるとオリオン座がだんだん低くなって、春の訪れが近くなるのも非常に楽しみなところです。

下から見上げる星も美しいものですが、他の天体から見ると地球もまた美しいに違いありません。宇宙旅行を体験したある実業家は、「宇宙から見た地球ほど美しいものをこれまで見たことがない」と言っておりました。

先哲は65年前、宇宙的視野からの「地球民族主義」を提唱しました。宇宙から見た地球に国境はありません。人類を地球を故郷とする1つの民族と見るならば、いかなる差異も超えて共生することができるはずだと、民族や国家にとらわれず、人間という共通の基盤に立つことが平和への出発点となるとの箴言です。

どの国で生まれどの民族に属そうとも、誰ひとり差別したり踏み台にしたり、犠牲にすることがあってはなりません。今年に入ってから、人種、宗教、思想の対立など、テロが相次いでおります。先日の2月13日には、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の異母兄金正男氏殺害事件が発生し、世界中に震撼が走りました。一日も早く真の平和が訪れることを願ってやまないところであります。

さて、本年1月20日には、保護主義を掲げ米国第一主義を唱える過激なトランプ大統領が誕生しました。政策次第ではグローバル化の波が後退し、国際秩序の変動が進みかねません。欧州でも本年重要な選挙がこれからめじろ押しで、

排他的な主張で大衆を扇動するポピュリズム（大衆迎合主義）の政治家が台頭をしています。

そのような中、安倍首相は真っ先に訪米して2月10日に日米首脳会談を行い、日米同盟のさらなる強化を図る確認に至ったことは大きな成果と評価するところです。

しかしながら、各国がトランプ政権に倣ってナショナリズムを強め、政治・経済上の摩擦拡大につながるのはとの懸念も残ります。

これから質問に入りますが、主要施策の1番「挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」から質問に入ります。

初めに、近い将来課題となる、働き手不足に対応した高齢者が活躍できる社会の構築について質問をいたします。

昨年度も触れさせていただきました。少子高齢・人口減少に入った日本社会は、当然労働力の不足が問題化してきます。現に、全国チェーンの外食産業やスーパー、コンビニエンスストアなど人員が確保できずに、新規出店計画の見直し、24時間営業の時間短縮などを余儀なくされる事態が起きています。

高齢化社会の到来や経済構造の変化によって、日本人の求められる働き方は大きく変わってきました。定年も、1970年代までは55歳が当たり前、80年代以降60歳に引き上げられました。

しかし、当時は日本人男性の平均寿命は73歳です。定年まで働き、あとは年金で余生を悠々と暮らすというモデルが定着しておりました。

しかし、時代は変わりました。高度経済成長期が短距離走だとしたら、現在は長距離走の働き方になってきました。定年が60歳だとすると、その後約20年間あるわけです。

定年後も企業、社会で活躍してもらう環境を醸成すべきと思いますが、いかがでしょうか。米沢市全体の課題として当局の見解をお伺いいたします。

次に、2番「郷土をつくる人材が育つ教育と文

化のまちづくり」の中から、米沢の未来を見据えた公教育について質問をいたします。

グローバル化によって、経済活動、情報、人の交流が国境を越えて広がる今日、公教育のあり方が次世代を担う人間形成の上から大きな課題となっています。

日本の公共施策として行う公教育は、元来、誰のために何を目指して行われるのか、問い直す時期に来ていると思います。

日本の公教育は、教育基本法に基づき、文科省の指導要領に沿った全国統一の画一斉授業を基本としておりますが、気候風土、慣習の違いが顕著な日本において適しているのか疑問を持っております。

国の施策に沿った教育を基本とはしながらも、地域に即した学びの部分も大切ではないでしょうか。米沢市はどのような時間がとられているのか、現状と今後の取り組みなどお伺いをいたします。

「公教育のあり方は心の豊かさを尊重する社会を背景にしてこそ」と掲げるオランダの公教育を紹介いたします。

オランダは子供たちの幸福度が世界的に高いことが知られています。2007年と13年に国際児童基金（ユニセフ協会）が発表した調査では、子供たちの幸福度を、1. 物質的豊かさ、2. 健康と安全、3. 教育、4. 行動やリスク、5. 住居と環境、6. 生活への満足度とした6つの領域で国別に比較して、総合点で第1位でした。

さらに、調査では、世界保健機関WHOの欧州支部が5年ごとに発表する子供たちの健康度調査が使用されています。その調査結果を見ると、オランダの子供たちは、1. 親と何でも話せる、2. 宿題のプレッシャーが小さい、3. クラスメートが親切で困ったときには助けてくれる仲間だ、4 番目、朝食を毎日とり、夕食を親とともにとっている子供が多い、5. いじめの経験を持つ子供の数が少ないなどの特徴を持ってい

ることがわかりました。

ここから浮かび上がるのは、子供たちの高い幸福感の後ろにあるのは、家庭生活を初めとし、大人たち自身の幸福追求の意識だということです。きのうの中川市長の認識でも、家庭が基本だという答弁があったとおりでございますが。

オランダ社会が期待している学校教育は、安心・安全に基づく全ての子供たちの健全な発達の場合であり、これは指導者の育成だけに著しく傾いた日本の学校教育のあり方とは大きく異なります。オランダの親御さんは、学校を「よい成績をとって競争に勝ち進みよい大学に進むための場」ではなく、「どの子も皆それぞれに自分らしい発達を保障され、自分らしい生き方を見出すための場」と考えています。

オランダの憲法は、教育の自由を保障しています。公立・私立を含め全ての学校が独自の教育理念と方法に基づいて教育実践をする権利が認められています。

子供の発達を促す教育に画一斉授業は役立たないという共通認識は、オランダでは既に1960年代末に確立をしています。非常に示唆に富む事例ではないでしょうか。

日本の学校の先生は世界一忙しいと言われております。授業はもとより、その準備、事務作業、父兄の対応など全て担っています。授業に専念できるよう仕事の分業化を図るべきではありませんか。米沢の先生方の現状はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

オランダでは全ての学校にIB教員、いわゆる支援教員が配備され、全生徒の発達を管理記録しています。遅滞児だけでなく秀才児も早期に発見し、発達を支援するために専門家や保護者を招き、各子供に応じた短期的な到達目標と取り組み方法を設定・実践し、対策を行う仕組みが運用されています。

さらに、いじめ対策についてもご質問いたします。

いじめを苦に自殺する子供が後を絶ちません。

先月だけでも、6日に愛知県一宮市の中学3年生の男子生徒が飛び降り自殺、11日には福島県南相馬市の中学校2年の女子生徒が自宅で命を絶ちました。

そして、全国的にも話題になりましたが、横浜市では、原発事故で福島から自主避難した中1男子生徒が「菌」呼ばわりされるなど陰湿ないじめに遭っていた。幼い心に刻まれた傷の深さを思うと、何とも言いがたいやりきれなさが込み上げてまいります。

当市でも避難している児童・生徒を受け入れておりますが、その現状とフォロー、ケアの状況をお伺いいたします。

また、いじめはいじめる側が100%悪いと私も確信しておりますが、いじめられる理由などあるわけがありません。いじめはいじめる側が100%悪いという御認識が教育委員会としてあるか、重ねてお伺いをいたします。

次に、3番目の「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」の中から、健康寿命を延ばす社会システムの構築についてであります。日本社会は人生90年時代を迎えつつあります。

平均寿命は男性80歳、女性86歳であり、現実の老いの姿としては、元気に65歳を迎えた人は、さらに男性が84歳まで、女性は89歳まで寿命が延びるとのデータもあります。後期高齢者が急増しており、日本は世界に先駆けて超高齢化社会という未知の世界に向かっていきます。

自治体にとって健康長寿は医療費削減効果につながり、明るい社会システム構築に向けた最大一の課題であります。

急速に自立度が下がるのは、脳卒中など病気を原因とするもの、一方で徐々に自立度が下がるのは、加齢に伴う虚弱、最近ではフレイルと呼ばれるのですけれども、加齢に伴う虚弱によるものです。

前者については、生活習慣病の予防、健診が重

要であり、後者については、フレイルをおくることが重要です。それには、「食えること」「動くこと」「社会参加をすること」だと言われている。

要するに、こうした予防を政策的に推進することにより、できる限り自立している期間、健康長寿の期間、これを延ばすことが超高齢化社会のシステムであることを示しています。

今後の高齢者世帯は、ひとり暮らしや夫婦だけの世帯が中心となります。その場合、地域の住みなれた住まいで最後まで生活し続けられることを目指す地域包括ケアの考え方に、日本のケア政策の思想は大転換しました。

主要施策にもうたっておりますが、きめ細かな受診勧奨、健康づくりに全庁的に取り組む体制とうたっておる部分を伺います。あわせて、地域包括ケアに関する高齢世帯への対応、取り組み、従事する人材の確保、その展望などをお知らせください。

次に、4番目「自然と都市の魅力が調和し、にぎわいと交流を促すまちづくり」から、空き家の現状と利活用に関して質問をいたします。

空き家は全国的な問題であり、当市に関してもこれまで多くの議員が取り上げてきたところですが、有効な手だてが見つからない現状であります。29年度に実態調査を再度行う旨、予算も確保しているようですが、24年末のコミセンを中心に町内会の協力のもとに調査いたしました、確認のため当時の結果と今年度の調査の方法がどう違うかなど趣旨をお伺いをいたします。

前回調査でも何と900件近い空き家があったことがわかりました。一挙に解決するのは不可能なことです、思い切った施策で一件一件地道に取り組まなければなりません。

そこで御提案ですが、きめ細かな調査で情報を収集し、その結果、空き家の中には跡継ぎもおらず、土地・家含め市に提供したいという状況があるのではないのでしょうか。そうした物件を

移住していただける方にはただで活用してもらうなどすればインパクトがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

景観形成もこれは非常に大事ですが、はるかに上回るスピードで空き家によって景観が損なわれていきます。全市を挙げて取り組む課題であります。御見解を伺います。

続いて、5番「安全・安心に暮らせるまちづくり」の中からは、高齢ドライバーの交通事故対策についてお伺いをいたします。

全国的に高齢ドライバーによる重大な事故が近年続いております。殊に、歩道に乗り上げるなど高齢者が加害者となった事故の影響が甚大であることです。

幸い、米沢市ではこのような事故は発生しておりませんが、交通課に行って聞いてきたところ、昨年発生的人身事故552件のうち、高齢者が被害者、米沢ではまだ被害者ですけれども、被害者になる事故が109件で20%弱に上っております。

政府と自治体はさまざまな対策を進めておりますが、高齢ドライバーの安全を社会全体でどう支えていくかが大きな課題です。当市でも、運転免許証の自主返納支援事業を実施していますが、その効果、実情、さらには今後の取り組みをお伺いいたします。

3月12日、来週ですね、10日ぐらい後になりますが、今月3月12日施行の道交法改正によりまして、75歳以上の事故を起こした方には臨時適性検査を義務づける、あと軽微な違反でも、どこまで軽微といいますか、信号違反とか一時停止無視とかそういう軽微な違反でも認知機能検査を受けてもらう、または、医師の診断結果によっては免許証返納を勧めるなどをする法令改正が間もなくスタートしますが、高齢ドライバーだけに特別に制限や負担をかける方法には限界があります。

米沢は特に生活の必要に迫られて自動車を手放せない人も多いですし、当市もコミュニティー

バスなどによる地域公共交通網の整備は万全ではありません。生活の足がなくなることから、体の衰えを感じながらも返納に踏み切れない人も多くいらっしゃると思います。自動車がないと生活に不安や支障を覚えるような社会をどう変えていくか、大きな課題です。

また、ハード面では、国、警察などが改正道路交通法で免許更新を厳格化するなどには異論はないところでありますが、ソフト面で行政としての対策が不可欠です。免許返納支援のバス回数券現在6,000円相当もよろしいと思いますが、あくまでも一時的な対策で、例えば額を倍にすれば返納者がふえるとも考えられません。

そこで、返納すると発行してもらえる運転経歴証明書を提示することでバスやタクシーの運賃割引を実施する取り組みも進めている自治体もございます。自治体が自前での交通網整備にはこれは限界があります。民間との協働で進めるべきだと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

最後に、6番目「持続可能なまちづくり」の中から、市立学校適正規模・適正配置事業とまちづくりについて、基本的な方向性を伺います。

中学校については、将来東西南北の4校に統合するとの構想でありましたが、（仮称）南部中学校の計画を立て住民の説明会まで開催をいたしました。自治体の独自性をと、例えば小中一貫などの判断を自治体の独創性にお任せするような文科省の方向転換で振り出しに戻った格好ではありますが、今度は計画の前段として、このたびまず第二中学校と南原中学校の統合の準備、将来的な南部中学校の前段計画でありましょうけれども、一体いつになったら明確な方向性が示されるのでしょうか。

この件については、重点事業説明書でも、「まちづくりの観点も加味しながら」、この学校統合・適正配置について「まちづくりの視点も加味しながら」と、これからの事業展開としても

まちづくりを加味しながら小中一貫の選択も含めた検討とあります。この方向性を決めないことにはまちづくりも学校自体のあり方も、さらには基本となるまちづくり総合計画も何も進まないのではないのでしょうか。

学校の形態、数を何校にするのか、場所はどこにするのか、現在8校あるわけですが、さきの計画では東西南北の4校にするのか、また、空き校舎の活用はどうするのか、社会教育のありようなど全てに係ってまいります。それこそ本気で全庁挙げて取り組まなければ、米沢の将来像は全然見えてきません。見えないところには希望がありませんし、活力が湧きません。一日も早くこの計画を示されることを要望し、壇上よりの質問を終わります。

○海老名 悟議長 答弁をお願いします。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 おはようございます。

佐藤弘司議員の御質問のうち、私からは「子育てと健康寿命を支えるまちづくり」の「米沢市民健康づくり運動計画－おしょうしな健康よねざわ21－」などを含め、これまでの健康施策についての流れと方向性について申し上げ、それ以外の特健診の受診勧奨等については健康福祉部長が申し上げます。

さきの市民平和クラブ代表質問でも申し上げましたように、国民健康保険税の税率改正をお願いするに当たり、医療給付費の増大が要因として挙げられ、市民の健康づくりの重要性を再認識したことから、健康のまちづくりを新年度の重点事業とし、「健康長寿日本一」を目指すことといたしました。

その「健康長寿日本一」の目指すものとしては、市民誰しも健康で自己実現できる社会の創出であり、市民の3割が高齢者という状況において、高齢者も健康で地域社会で活躍し、最終的には本市が目指す市民一人一人による健康で豊かな米沢づくりに貢献していただきたいと

考えておるところであります。

また、「米沢市民健康づくり運動計画―おしよ
うしな健康よねざわ21―」は、健康寿命の延伸
と健康格差の縮小を計画の基本方針としており
ます。平成29年度は中間評価の時期となってお
ります。その評価結果は、健康づくりを全庁的
に取り組むため設置する推進本部等に報告し、
情報を共有して今後の施策に生かし、推進につ
きましては、行政だけでなく地域や家庭、医療
機関、企業、地元大学、各種団体と相互に連
携・協力を図っていきたいと考えております。

健康づくりは事業を実施してすぐ結果が出るも
のではなく、地道な活動を積み重ねることによ
り効果が出てくるものでありますので、市民の
健康づくりや健康意識の向上のため、さまざま
な施策を実施してまいりたいというふうに思っ
ております。

そこで、きのうの御質問もありましたわけであ
りますけれども、今後の方向性の中で日本一の
概念についてでありますけれども、医療分野で
の対応であり、ワークライフバランスのとれた
就業体制の整備、生涯スポーツへの参加率、高
齢者の就労の拡大、知恵袋としての高齢者とし
て地域参加・貢献への取り組み、老人クラブへ
の加入促進など総合的な取り組みを通して、日
本一を目指してまいりたいというふうに思っ
ております。

そのためには、まず庁内で数値目標のできる分
野や体制のあり方等を検討を重ね、その後、オ
ール米沢の対応として推進本部を立ち上げてま
いりたいと、このように考えております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1項目めの働き手
不足に対応し、高齢者が活躍できる社会の構築
についてのうち、本市職員について再任用制度
を活用しておりますので、その部分についてお

答えたいと思います。

再任用制度は、退職する職員が培った能力、経
験を有効に活用することを目的に、その職員を
再び任用するという制度であります。地方公務
員法及び関係条例等の規定に基づき行われてい
るものであります。

特に、平成25年度以降は、公的年金の報酬比例
部分の支給開始年齢が御承知のとおり段階的に
60歳から65歳に引き上げられることに伴いまし
て、無収入期間が発生しないよう、国家公務員
においては再任用制度の活用によって雇用と年
金を確実に接続するとされております。

このことを受けまして、国においては地方にお
いても必要な措置を講じるよう要請しておりま
す。本市でもこの要請に応える形で、平成26年
度から定年退職者本人の希望と従前の勤務実績
等を考慮して、職員を再任用しているところで
あります。

このように再任用制度につきましては、現在で
は高齢者の雇用という側面よりも、職員の生活
の保障といった色彩が強いものであります。

職員の任用は、地方公務員法の定めるところに
より行わなければなりませんので、法令に基づ
き、引き続き職員の任用に適正に取り組んでい
きたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 山口産業部長。

〔山口昇一産業部長登壇〕

○山口昇一産業部長 続きまして、私からは、本市
産業分野における高齢者が活躍できる環境整備
についての考え方と取り組みについてお答えを
いたします。

定年を迎えられた後も大変元気に過ごされてい
る方々が多くいらっしゃいますので、企業の貴
重な労働力として、さらには生きがいのある充
実した生活を送っていただくためにも、それぞ
れに技術や知識、経験を生かし、多様な形で活
躍いただけるような環境整備が必要であると考

えております。

国の高齢者の雇用促進策といたしましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、定年の引き上げや廃止、定年後の継続雇用制度の導入を行った企業に対して助成する「65歳超雇用推進助成金」や、ハローワークが65歳以上の高齢者を雇い入れた場合に助成をする「特定求職者雇用開発助成金」などの助成制度があります。

本市といたしましては、こうした施策の積極的な周知を図るとともに、長い経験に基づいた高齢労働者のスキルを活用することで、事業所としても大きな戦力となり事業の発展につなげられる機会になるんだというプラスの効果を大いに啓発するなど、高齢者雇用の環境整備が促進されるよう、今後とも引き続きPRに努めてまいります。

また、本市においてもこの1年で急速に人手不足感が広がっており、これまでの一部業種から多方面の企業活動に支障が出てきているほか、企業誘致においても影響が懸念される状況となっております。

こうした中、企業で豊富な経験を積まれた高齢者の方々が持っていращやる技術や知識、経験を若者に継承し、産業振興に生かしていく視点が非常に重要であると認識をしております。

このため、本市では、山形大学が退職者等の経験を企業の改善活動に生かすためのアドバイザーとして人材養成を行うシニアインストラクター制度に対して、引き続き支援を行ってまいります。

今年度から、この制度を活用し収益改善に取り組む企業への支援も実施をしており、今年度は市内の3企業が本制度を活用しております。実際に収益改善につながったというふうな成果もあったというふうに伺っております。

こうしたさまざまな制度の積極的な活用と周知啓発を図るとともに、全国の先進事例等の研究

をしながら、より効果がある施策を今後も継続して検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、公教育をどう捉えているか、画一的でない教育活動はどうあるべきかについて、お答えをいたします。

文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準となる学習指導要領を作成し、教科等の目標や教育内容を定めております。

この学習指導要領の中に「特色ある教育活動の展開」という文言がありますので、この視点で考えますと、本市は歴史、自然、文化、産業などの面において地域学習としての素材にあふれています。市内各校では、これらの地域教材を活用したさまざまな学習を教育課程に位置づけており、画一的でない、「特色ある教育活動の展開」を図っております。

具体的な実践として小学校では、社会科や総合的な学習の時間において、地域の方々とかわりながらさまざまな体験学習を行っています。中学校では、総合的な学習の時間に「米沢学」として、米沢の歴史や文化、産業等についてみずから課題を持ち主体的に調べ、まとめ発信するといった活動を行っています。今後も米沢の特色やよさを生かした学習を通して、子供たちが米沢を誇りに思い、米沢の未来を見据え、「この町で生きていきたい」「地元で頑張りたい」と感じてくれるような特色のある教育活動を大事にしていきたいと思っております。

次に、教員の多忙感解消という点につきましては、1人の教員が全てを背負って対応するのではなく、学校全体が組織的に対応できるような体制づくりが大切であると考えております。

例えば、いじめ・不登校を初めとする問題行動や学校不適応、発達障害のある児童生徒への支

援、保護者への対応等においては、担任だけでなく、管理職や生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター担当等が、担任とともにかわり、組織的に対応しながら担任をバックアップするようにしております。また、県加配のスクールカウンセラーや緊急学校支援員、市で配置している適応指導員や適応指導補助員等と担任とが連携し、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな支援を行うようにしております。

また、多忙感は充実感を感じないときに生まれるものです。一人一人の教員の仕事を認め励ます管理職の姿勢が大切ですので、校長会等で指導してまいります。

続いて、現在の避難児童生徒の状況についてお答えします。

本市で受け入れている避難児童生徒は、2月1日現在、小学校128名、中学校47名、合計175名で、ピーク時の約250名と比べれば少なくなっているものの、ここ数年はほぼ横ばいの状態となっております。

避難児童生徒を多く受け入れているのは、小学校では東部小学校32名、万世小学校31名、中学校では第七中学校17名、第一中学校10名となっております。

支援策として、避難児童が多い小学校5校に緊急学校支援員を、中学校にはスクールカウンセラーまたは教育指導員を、県加配として配置しております。また、万世小学校と第七中学校には、福島県からの併任教員が1名ずつ配置されており、避難児童生徒及び保護者からの相談や心のケアに努めております。

続いて、いじめ問題についてお答えします。

いじめ防止対策推進法には、いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの」となっております。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないということ。いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるということ。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要であるとされています。

このことを受けまして、いじめは事の大小よりも、本人がどのように受けとめたのかということが一番重要視されるべきものであります。また、いじめはいじめる側に非があるものであり、決して許されないということとして捉え、指導に当たっております。

今年度、全国で避難児童生徒に対するいじめの問題が発生しておりますが、12月に実施した調査では、避難児童生徒に対する避難者であることを理由としたいじめは本市では認められませんでした。

学校からは、避難してから数年経過しているため、避難してきたという雰囲気はほとんどなく、米沢市の子供たちと区別なく溶け込み、元気に学校生活を送っている。交友関係も良好で、孤立している様子は全くないという報告も受けております。

今後も、安心・安全な学校生活、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を含め、各学校等と連携して対応してまいりたいと思います。

次に、学校の適正規模・適正配置推進事業とまちづくりについてお答えをいたします。

小中学校の立地につきましては、児童生徒の通学における安全確保など周辺道路の形成に大き

く影響しますし、また、土地利用の観点から周辺部における環境等へも大きく影響することは認識しているところであります。そのため、学校の適正規模・適正配置事業は、まちづくりに直結することはおっしゃられたとおりでございます。

また、新たな校種として追加された義務教育学校、小中一貫校の設置についても、おっしゃられたとおり、自治体の判断に委ねられたところ です。

以上の点から、適正規模・適正配置事業については、まちづくりに大きな影響を与えますし、何より今後50年後、100年後の本市の教育方針を決める重要課題と教育委員会でも捉えているところ です。

したがいまして、本年度につきましては、各種シミュレーションによる統合した場合の児童生徒数や学級数による全市でのバランスや、おおよその通学距離や時間について、また、その場合における適正配置場所や周辺部の道路環境などについて検討を重ねているところです。そのケースが多岐にわたりますので、多くの時間を要しているところであります。

しかしながら、今回いただきました南原地区代表者会議の答申にもありましたが、教育の機会均等を確保するため、できるだけ早期にその方向性をお示しできるよう努力してまいります。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは3の「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」のうち、特定健診の受診勧奨の強化等についてお答えいたします。

特定健診の受診勧奨につきましては、2月に全対象者に対する個人通知による案内、それから、4月の受診案内と健康ガイドブックの発行を行っており、10月以降の電話やはがきによる未受

診者への勧奨を実施しております。

59歳以前の国民健康保険と協会けんぽ等の他保険者を含めた市民全体の特定健診の受診率は、60％を超えていると推定されることから、40歳から59歳までの現役世代へ、継続して健診を受けることの重要性や健康づくりの必要性などを啓発する施策などを進めることが、今後の60歳から65歳の方の受診率や全体の受診率向上につながるることになりますので、市民の健康推進における重要な課題と認識しているところであります。

さらに、平成25年、26年の2カ年をかけ実施した分析によれば、糖尿病等の疾患がその後の医療給付費、介護給付費に影響を及ぼしているケースが多いこと、それから、特定保健指導の基準に満たない人でも、脳血管疾患などの重篤な疾病を発症するケースが見られることなどがわかりました。

このような現状の分析結果を踏まえ、健診結果の正しい理解と早期の保健指導を目的に、平成27年度から集団健診受診者を対象にした結果説明会を開催して、保健師や栄養士による講話と個別相談を行っております。

また、説明会に参加できなかった方に対しては、保健師が自宅訪問あるいは電話での指導を実施しまして、要指導該当者1,991人のうち1,975人に保健指導を実施することができました。

加えて、糖尿病重症化予防事業として、健診結果の血糖値を基準に医療機関への受診勧奨を図る仕組みを構築したほか、血糖値がやや高い人を対象にした「私の運動実践コース」を実施しました。

これらの事業を含め、健診の受診の申し込み方法などを29年度までの3年間継続し、その成果を検証し、新たな事業の展開を図っていきたいと考えております。

次に、在宅で過ごしていくための社会システムの構築ということで、地域包括ケアシステムに

についてお答えいたします。

昨日の答弁と重複する部分ございますが、国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制、いわゆる地域包括ケアシステムを整えることを目的としております。

在宅生活を継続していくためには、自宅等を中心に地域で支えていく体制が重要となります。本市におきましても、ホームヘルプサービスを提供する訪問介護が28カ所、デイサービスを提供する通所介護が36カ所、小規模多機能型居宅介護が9カ所など、各種事業所が多くの高齢者の在宅生活を支えております。

また、各医療機関においても、地域包括ケア病棟の新設、リハビリテーションを初めとしたケアの充実が図られるなど、在宅医療を中心とした医療と介護の連携が推進されているところであります。

また、平成29年度からスタートする介護予防・日常生活支援総合事業におきましても、NPOや地域住民などによる助け合い活動や地域の支え合い体制づくりが重要となることから、関係者及び関係機関等と協議を行いながら、本市における高齢者の在宅生活を支えるための地域づくりを進めてまいります。

さらに、高齢者の在宅生活を支えていくためには、医療と介護の連携が必要不可欠と考えております。在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うために、医療機関及び介護事業所からの相談窓口を設置し、連携を推進してまいります。

これからも医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、介護関係者等と十分に協議を重ねながら、連携を強化していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、4の空き家問題に対する現状とまちの景観、利活用を含めた進展はのうち、空き家の現状や対策についてお答えいたします。

初めに、空き家の現状であります。お話をあったとおり、平成24年11月にコミセンや町内会など地域の皆様のご協力をいただき調査を行ったときは、その数は899件でありました。

その後、解体されたことによる減少と、通報や現地確認等で新たに把握した増加を合わせますと、現時点では678件と把握しているところでありますが、平成24年度以降、全市的な調査を実施しておりませんので、把握し切れていない空き家も相当数あるものと認識しているところであります。

現在の本市の空き家対策は、米沢市空き家等の安全管理に関する条例と空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、危険な空き家に対応するものが主なものとなっております。

具体的には、管理がなされていない空き家の所有者に対して助言・指導等を行うとともに、危険な状態になり第三者に危険が及びそうな緊急の場合には、本市が危険を回避するための最小限度の応急措置を行っております。

また、指導等を行ってもその必要な措置がとれない所有者がいる場合、所有者等の申し出を受けて市が危険回避措置を代行し、後日費用を徴収するという条例に基づく安全代行措置を実施しております。

また一方で、経済的事情から不良住宅を解体できない所有者のために、米沢市不良住宅除去促進事業費補助金を交付しております。この補助金を活用して解体された件数は、平成26年度が1件、平成27年度と平成28年度につきましては、それぞれ3件の実績となっております。

平成29年度においては、これらの事業を引き続き実施するとともに、平成27年5月に完全施行

されました「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等対策計画を策定する予定であります。

この空き家等対策計画とは、総合的かつ計画的に実施するために、空き家に関する対策や利活用についての計画を定めるものであり、今後の本市の空き家対策の基礎となるものであります。

そのようなことから、この計画策定を進めるに当たり、各関係機関や専門的な知識を持った有資格者からなる空き家等対策計画検討委員会を組織して検討をしていく予定であります。

そして、計画策定後につきましても、計画に沿って空き家対策がしっかり進めていけるよう、検討委員会のメンバーと連携体制を構築してまいりたいと考えております。

加えて、計画策定をするに当たり、まずは本市の空き家の現状をより正確に把握することが大事であることから、各地区の御協力をいただき、平成24年以来の全市的な空き家実態調査を実施する予定であります。

その後、空き家となっている各所有者に対し、その理由や今後の管理についての考え、また「売りたい」「貸したい」なども含めた処分や利活用への意向等について、アンケート調査も実施していきたいと考えているところであります。

そして、地図情報と連携した空き家管理システムを新たに導入し、所有者情報や空き家状態情報とともに、アンケート調査結果についてデータベース化し、状況の分析を行い、空き家等対策計画への策定資料として活用していく考えであります。

このように新年度（平成29年度）につきましては、現状対策に加え、今後の空き家対策が円滑かつ効果的に推進できる基礎体制づくりを行う予定にしております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、空き家の利活用の御質問についてお答えいたします。

本市では、市内空き家の利活用と移住・定住人口の増加を図るため、居住を目的に空き家を購入された個人の方に対して、購入費用の一部を補助する空き家利活用支援事業制度を行っております。

今年度は15件の申し込みをいただいております、うち3件は市外からの転入者であったことから、空き家対策のみならず、移住促進策としても一定の効果があったものと考えております。

空き家の利活用については、全国的に見ますと、居住用としてはもちろん、農家民泊や古民家を活用したイベント用などの田舎暮らし体験施設、移住希望者の就労・起業のための農家レストランなどの商業施設、住民同士の交流活動の場など、さまざまなケースがあるようです。

本市においても、空き家を子供たちが集う駄菓子屋や大学生の学び合いの場として利用している先進的な事例もあります。

議員お述べのように、建物や土地を無償で提供したいとする市民からの寄附を受け、それを移住者や若い世代の方に無料や安価で提供することにより、空き家の発生抑制など一定の効果があるものと考えております。

しかしながら、その空き家が老朽化しており、そのままでは使用できずリフォームや整備などに要する金銭的負担が大きかったり、空き家の売買・賃貸・管理・相続など専門的な知識が必要となり、それぞれの関係団体等との調整が必要なケースも多いものと思われることから、寄附の受け入れにつきましては今後さらに研究が必要であるものと思っております。

現在、空き家を独自に調査し、その建物に積極的に移住者を受け入れ、持続可能なコミュニティーの形成を図ろうとしている地区もございます。

今後は、そのような取り組みを支援しつつ、他自治体の状況なども参考にしながら、関係機関や地域とも連携を深め、本市の特色を生かした空き家の利活用と移住者受け入れ体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 菅野市民環境部長。

〔菅野紀生市民環境部長登壇〕

○菅野紀生市民環境部長 私からは、安全・安心に暮らせるまちづくり、高齢ドライバーの交通事故対策について答弁いたします。

初めに、交通事故の発生状況についてですが、本市における直近3カ年の交通事故の発生状況は、平成26年が569件、平成27年が556件、平成28年が485件となっており、長年にわたり市及び関係機関・団体が一体となって交通安全対策を強力に推進してきたことから、減少傾向となっております。

この中で、交通死亡事故の発生状況については、平成26年が4件、平成27年が8件、平成28年が2件となっており、死者数に占める高齢者の割合は6割を超え、特に平成27年は8人中7人の被害者が高齢者という非常に残念な状況となっております。

また、高齢ドライバーが加害者となった事故の発生状況については、平成26年が104件、平成27年が117件、平成28年が105件となっており、交通事故発生件数に占める高齢ドライバーの割合は、平成26年が18.3%、平成27年が21%、平成28年が21.6%と増加傾向となっております。

このように交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故は増加傾向を示しており、特徴としましては、道路横断中や出会い頭の事故、また、自宅近くでのなれた道での事故が多いことが挙げられ、対策を強化することが喫緊の課題となっております。

次に、免許返納の現状及び今後の見通しについてですが、運転免許証を保有している本市の高

齢者は、平成28年12月末現在1万3,369人で、全体の約24%となっております。その数は年々増加しております。

一方で、高齢者の運転免許の自主返納の状況は、平成24年が31件、平成25年が41件、平成26年が43件、平成27年が94件、平成28年が180件、5年で389件と、ここ3カ年では返納者が倍増している状況となっております。

この3月12日からの改正道路交通法の施行により、高齢者の運転免許更新時の認知症対策が強化されることや、高齢者の交通事故が連日のように報道され、運転に不安を有する高齢者本人の自覚や家族の心配などが高まることにより、今後ますます増加するものと考えております。

このようなことから、本年2月に策定した第10次米沢市交通安全計画では、高齢者の交通事故を減らすため「高齢者の交通安全対策の強化」を重点項目に掲げ、関係機関・団体等との連携を図りながら、交通安全対策を推進していくこととしております。

高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目し、生活に密着した交通安全活動の充実・強化を図ることが重要と考えております。また、高齢ドライバーの増加に対応して、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化する取り組みを考えております。

具体的な取り組みの一つとして、高齢ドライバーによる事故が増加傾向にあること、県内では既に自主返納者に対する支援制度を実施している市町が多数あり、市民からの問い合わせも年々多くなっていること、加えて、交通安全対策会議での意見も多数あったことなどから、平成29年度から米沢市高齢者運転免許自主返納支援事業を展開したいと考えております。

高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を提供することを目的に、運転免許の全てを自主返納した65歳以上の方に、6,000円以内の市民バス

の回数乗車券等を1回交付する事業となっており、運転に不安を覚える高齢ドライバーの運転免許の自主返納を促し、交通事故の未然防止・抑止につなげようとするものです。

さらに、運転免許の自主返納を促すためには、生活の足を失うことになりかねない高齢者の支援の観点から、行政の支援策以外にも民間事業者に働きかけ連携していくことが必要だと考えております。

市としても、民間事業者や関係機関・団体と連携し、さまざまな手法を講じながら、高齢者の事故防止対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 御答弁ありがとうございました。

20分、残り時間も少ないので、まず必ず聞かなければならない、山田議員に必ず聞けと言われていた部分がありますので、先にその分を御質問させていただきますが、学校適正規模・適正配置の件とまちづくりの関係でございますが、今るる答弁ございましたが、29年度から外部検討委員会で検討を始めて、その29年度中に結論を出すというようなことがありましたけれども、なるべくこれを前倒ししてスピード感を持った計画策定に励んでもらいたいと。

学校の適正規模・配置を考える上で、まちづくりを含めてともに一緒に進めていくのか。または、学校の方向性を先に決めてから、それに追随してまちづくりを考えていくのか。それとも同時進行でないかという意見もあるところでございますので、その教育委員会の方向と総合政策の方向と連携の部分を確認して、さらにスピード感を持った計画にしていきたいと強く訴えるようにということでありますので、よろしくお願いします。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 先ほど教育委員会のほうから答弁ありましたとおり、御指摘にありました、非常に学校というものは、市全体もですが、各地域によっても非常に重要なものであります。今、市では公共施設等総合管理計画という面もあります。

したがいまして、当然教育委員会としては外部委員の方でもこれから協議いただくということではありますが、市内部においても当然のことながら横の連携をとりながら同時並行でまちづくりの観点から、そして、公共施設の観点からどういうふうにあるべきだということをきちんと議論しながら、同時並行で進んでいくものと思っております。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） よろしくどうかスピード感を持ってお願いしたいと思います。

先週の新聞報道にも、県内各地でいわゆる空き校舎の利用の実績が載っておりまして、かなりの市町でやっております。例えば寒河江の田代小学校を宿泊施設に利用するとか、近くでは高畠町の熱中小学校も地域の交流館とか学習に利用しているとか、大江町、さらには舟形町、さまざまIT交流館に利用する部分も、先ほど壇上で言いました社会教育の部分にも通じる場所がありますので、本当に全庁的な将来像のつくる計画として取り組んでいかないと、学校だけでもだめですしこちらだけでもだめということですので、本当に全力を挙げて取り組んでいただきたいということを要望いたします。

あと、高齢化社会の部分ですけれども、働き手を担っていただくという部分、総務部長の回答では、庁舎としてはやはり生活保障をする場であるということで再任用当然今もやっているところでございますが、社会全体としては、今の定年制60歳は本当に間もなく近い将来、70歳定年制というのがもうせざるを得なくなる部分は必ず出てきますし、年金の受給との関係でもそ

うですので、70歳定年の時代が近い将来来ます。

それを今までどおりの雇用形態ですとどうしても無理が生じますので、今言われているのは例えば60なら60で役職を定年するということで、その後、その経験を生かして働いていただくと。役所、あと民間も含めてですけれども、そういう傾向にあると言われております。

簡単に言えば、年下の上司、年上の部下が生じるということです。40歳の課長の下に68歳の自分が働くと、そういう時代が必ず来ますと。そういう部分を今から考え対応しておく、または準備をしておく必要がある。

また、商工面ではそういう部分も企業に承知をいただいて、そういう社会仕組みを構築しなければならないと思いますけれども、総務部長、ちょっとこの辺は、今今具体的には予定はできていないと思いますが、こういう時代は必ず来るという御認識をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 少子高齢化が進んでおります。少子が進んでおりますので、第一線で働く若手の労働力が不足する。その補填、補う労力としては、当然のことながら元気な御老人を第一線に戻してもらってという時代が来るとは思いますが、それと、難しい問題でしょうが、外国人をどう扱っていくのかということも含めてですが、将来なかなか難しい問題がある。

個人的に申し上げますと、なかなか60超えてまで困難な仕事が難しいと私自身は思っておりますので、高齢者にはふさわしい職場、事務、そういったものをどこまで用意できるかも含めて、さまざまな課題だろうと思っているところでございます。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） よろしくどうかお願いしたいと思いますが、あと、直接今回の質問には関係しないんですが、ことしの雪も例年並みか

例年よりは少ないとはいいながら、局所的といえますか、期間的に四日五日極端に降ったというようなこともあり、雪おろしも大変だったわけですが、本当に私見た感じでも、雪おろしする職人さんも非常に高齢化しているということが見受けられますし、あと、業者の皆さんに聞いても後継者がいなくて心配だという部分もあります。除雪のオペレーターも含めて。そういう部分も考慮しながら取り組んでいかなければならないと思います。

次に、教育面ですけれども、時間もありませんので簡単に御質問しますが、やっぱりこれから少子化も進んで生徒数も減っていきますし、学校も減ってくるという状況でありますので、これはただ単に数的な問題で論ずることはできないと思いますが、先生は少し人数的に、このままだとすればですよ、余裕出てくるという表現が適切かどうかわかりませんが、先ほど言った分業化、またいじめに特化した先生を配置するとか、そういうような部分も必要ではないかと思えます。

これまで、いじめの部分にも結びついてくるかもしれないけれども、スクールカウンセラーというのが、たしか市立病院さんから派遣して学校を巡回していたような制度があったと思うんですが、ちょっと確認したいと思います。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 今、中学校のほうに県教委から配置されているスクールカウンセラーという者がおりますけれども、必ず毎日いるわけではありませんので、来る日に合わせて子供たちが相談したり、保護者が相談してというふうにしております。

また、緊急対応についても、県のほうでスクールカウンセラーがおりますので、何かあった場合は緊急にお呼びして対応できるというふうになっております。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 市内の以前あった市立病院の精神科の先生が回っていたという実績はなかったですかね。確認ですが。それはないという……そうですか。はい、いいです。はい。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） じゃ、県のほうからの派遣ということで了解をいたしました。あと、そういういじめ対策といいますと、やっぱり家庭のお父さん、お母さんとの相談、接触という部分もありますので、時間的にも夜訪問したりしなければならないということもあったと思うんです。そういう部分が担任の先生までが担当する、これは非常に負担が多いと思うので、そういう意味でも、これから先生方を分業化配置をしながら、そういう部分にも担任の先生の負担が広がらないように対処しておく必要があると思います。

先ほど答弁の中で先生の多忙感は充実感がないと感じる……どういう表現でしたっけ。忙しさというのはその充実感につながるんだみたいな、根性論みたいな御答弁ありましたけれども、教育長、いかがですか。やっぱり忙しいほうが気合い入るみたいな御答弁でしたけれども、確認お願いしたいと思うんです。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 学校では先生方のゆとりといえますか、多忙感解消のために定時退庁等の工夫をしております。

ですが、各学校の校長先生がよく私どもにおっしゃるのは、もう少し教員の数が欲しいということが切実だということで、私どもも県教委にこの定数をもう少しふやせないか、ふやせない場合には加配をいただけないかという要望をしております。ですが、なかなかそこがうまく、財政上のこともあると思うんですが、うまく要求が通らないということもございまして、先生方の仕事の量がやはり余り変わっていないということでございます。

ただその変わっていない中で、根性論ではなくて、忙しいという多忙感を感じたときというのは、誰からも認めてもらえない、自分の仕事がいかに大変になっていくんだろうという疑問を持ちながら仕事をしているときに、より大きな多忙感を感じるということでございまして、それをやはり管理職が「いや、先生、頑張ってくださいな」とか「先生のおかげでうまくいってるよ」という声をおかけすることで、そのお気持ちの中に少しく和らげるものがあるのではないかと考えております。（「はい、わかりました」の声あり）

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 了解しました。

次に、健康寿命の件ですけれども、推進本部をつくって全庁的に取り組んでいくということですが、これから推進本部をつくるということではどこに、どういう部門というか担当に設置なさる予定なのか、お聞きいたします。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 健康福祉部の健康課が事務局になるかと思いますが、副市長なり市長を本部長とするような形で、各部にわたるような推進本部をまずつくりたいというふうに考えております。

それから、その下にいろんな関係課の調整する会議等を置いて、いろいろ企画あるいは情報交換しながら、いろんな政策を検討していきたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） あと、国の政策として包括ケアのほうにかじを切りかえたということで、いわゆる健康な人でもひとり暮らし、御夫婦だけという部分がありますので、その方面でもケアをしていくという取り組みだと思えるんですが、そういう健康なうちから例えばひきこもりなどになってしまうと早く老いていくスピードも増すということで、そういう部分もケア

していくという取り組みだと思うんですけども、そういう包括ケアの人材不足というものが非常に心配なわけですけども、在宅ケアとかそういう小まめに、これからは病院でなくて、ことし実は救急車でうちの父親が運ばれたんですが、そのときに、どこの病院とは言いませんが、「病院はみとりの場ではありません」とまづ言われたんです。

これからそういう在宅に力を入れていく、在宅で、患者の高齢者の方本人もやっぱり病院よりはなれ親しんだ自宅で頑張っていくのが体的にもいいという結果も出ておりますので、そういう人々をケアする計画はわかりますが、そういう保健師さん等々の人材不足という懸念はございませんか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 介護事業全体でも言われているところですが、人材が不足しているところとところはございます。

それぞれのケアの部分でのお話だと思いますので、在宅介護を支える中でいろんなサービスを提供するという部分でございますけれども、そのサービスだけではなくて、それぞれに医師とか歯科医師あるいはケアマネジャー、それから訪問看護の職員の方、そういったいろんな方々の連携、それから薬剤師さんもそうですけれども、そういう連携をもっていろいろ対応していくということが一番大事だということで、そういった多職種連携、いろんな人材が協力し合う、いろいろケアする方の情報提供などをスムーズに行ってやると。

そういういろんな多職種が連携する形をこれから推進していきたいということで、今もそういう多職種連携の推進に当たっての、職員が一堂に会していろいろ情報交換するような場を設定したりしているところでございます。

○海老名 悟議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） はい、わかりました。

あと、健康長寿でもう一点、ちょっと戻りますけれども、紹介をしたいと思っておりますけれども。

高齢者の活躍のことですが、実は平成24年、栃木県茂木町に悪臭委員会の視察で行って来ました。そのときに非常に名物町長から御説明いただいたんですが、町の落ち葉を集めてそれを堆肥に活用するという事業でしたけれども、集める袋を町内に配布して、高齢者にその集め方をしていただくという事業で、いわゆるある程度の収入にもなるものですから、最初は笑って聞いていたんですが、本当に町内のお年寄りが、ギャンブル依存症、アルコール依存症が改善したと。そして、結果医者にも行かなくなって効果を上げた。あの町長が言うんですから間違いないと思います。

私たちも最初は冗談だと思ってゲラゲラ笑って聞いたんですが、「いや、実は本当なんです」と。一緒に行った議員さん覚えてらっしゃると思うんですが、実際マイクロバスでしたけれども、ちょっと町内を循環したときも山裾がきれいなんですよ。やっぱりきれいに落ち葉集めて、きれいなまちづくりをしてらっしゃいました。

そういうようなこともありますので、高齢者の方々にどんどん活躍していただいて、医療費も削減していただきたいと思います。

あと、最後に高齢ドライバーの件ですけども、先ほど返納数を聞きました。5年前から30人、40人だったのが180人になったということですが、きょうの新聞、たまたま報道では酒田市の例がありましたけれども、2012年度に160人、次は300人、何でこんなに違うんでしょうかなんて部長に追及したってしょうがないと思いますが、いろんな方策の違いなどちょっと意見を調査するのも一考かと思っておりますので、要望をしておきます。

あと、返納証明書の提示をすることによって、タクシー業界とかタクシー料金、バス料金の割引。これはその会社の営業的な問題がいろいろ

あると思います。あと、市民の方も不公平感を感じたりする部分があるかと思いますが、その部分は私は払拭できると思いますよ。

免許証を返納した分として、見返りという言葉は余りよくないんですが、その御礼としてそういう方には半額とかそういう部分、あと、タクシー業界の営業面でもやっぱりこれからはそういう高齢者はどんどんふえてくる、それは需要があると思います。

ですから、余り例えば公共交通をばんばん発達させればタクシー会社に影響とかという部分の懸念もありますけれども、この証明書提示による割引というのはそういうような不公平感は生じないと思いますし、タクシー会社さんにもまだ聞いておりませんが、そういう部分との調査といいますか、推進といいますか、その辺も含めて、米沢ではそういう高齢ドライバーの重大事故が起きない、また免許証を離しても生活に不便をなるべく来さないような政策を進めていかなければならないと思いますので、その推進を強くお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。大変にありがとうございます。

○海老名 悟議長 以上で公明クラブ、5番佐藤弘司議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

午前10時29分 休 憩

~~~~~  
午前10時39分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

日本共産党市議団、21番高橋壽議員。

〔21番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○21番（高橋 壽議員） 私は、日本共産党市議団を代表し、市長の2017年度市政運営方針並びに新年度予算案に対し4項目を質問します。

まず、最初の質問です。子育て支援について3点お伺いをいたします。

1. 2つの乳児事件から母子保健に教訓として生かすべき課題はないか。

米沢市で起きたこの事件は、幼い命を実母が奪ってしまった点で、市民には何ともやりきれないおりのようなものがまだ残っているのではないのでしょうか。

「何とか救える手ではなかったのか」との思いを持つ方もいるかと思います。事件に至る経過や背景については、裁判などで明らかにされたり、されつつあるようです。

そうした中で、市民の母子保健に責任を持つ市行政として、二度とこうした事件がないように、この2つの事件を教訓に母子保健行政に生かせるものはなかったのでしょうか。

2. 子供の貧困をどのように捉えているのか。また、その施策は。

子供の貧困が日本社会の大きな問題とその解消が課題となってきました。先進諸国の中では日本のみが子供の貧困率が上昇しており、国連子どもの権利委員会から貧困率を減らすように勧告を受けています。

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌14年に施行されました。この法律では、第4条で、地方公共団体の責務として、子供の貧困対策について「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

そこで、米沢市は子供の貧困の問題を米沢市の責務としてどのように捉えているのでしょうか。また、子供の貧困対策としてどのような施策を実施しているのでしょうか。

3. 新年度からの要保護世帯の就学援助の支給

基準の引き上げに合わせて、準要保護の支給額（就学援助の入学準備金）を引き上げるべきではないか。

昨年5月24日の参議院の文科委員会で、「新入児に必要な費用と就学援助の基準に大きな乖離があること」が委員から指摘を受け、引き上げを求められた。当時の馳文科大臣がこの指摘を認めて、調査と対応を約束していました。

2017年度の国の予算には、生活保護と生活保護と同水準の低所得者世帯、つまり要保護世帯に対する就学援助の新入学準備費用の単価が、小学校でこれまでの2万470円から4万600円に、中学校では2万3,550円から4万7,400円に引き上げる費用が盛り込まれました。

問題は、準要保護世帯の就学援助の入学準備金の額をどうするか。要保護世帯の就学援助費は、国庫補助として引き上げる額がそのまま自治体に入ることになりますが、準要保護世帯の就学援助の国庫補助は、2005年に廃止されて一般財源化されています。したがって、支給額を決めるのは市町村となります。

そこで、米沢市は新年度の準要保護世帯の就学援助の入学準備金の額を、要保護世帯の引き上げに合わせて引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問は、医療と介護について2点伺います。

1. 次期第7期（平成30年から32年）の介護保険事業計画の策定年度になっておりますけれども、現状の米沢市のこの課題について、何が課題なのか把握されている状況をお知らせください。

介護保険制度が2000年に始まってから17年目となります。3年ごとの事業計画が策定されて、現在は第6期介護保険事業計画に従って、米沢市の介護事業が実施されています。来年2018年から2020年までの3カ年の次期第7期事業計画は、ことし2017年に策定することとなります。

2014年6月の医療法や介護保険法など一括して

改定する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備などに関する法律案」が、参議院で可決・成立しています。そのうちの介護保険法では、2006年の改定に匹敵する、介護保険の理念を変える介護保険制度始まって以来の大改定と言われています。

法律の成立では、前後することにはなりますが、予防給付の見直しが始まり、通所介護と訪問介護が介護保険から外されて市町村事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が全ての自治体で始まることになります。

米沢市でも新年度4月から移行が始まって、18年度には、要支援1・2の方の2つの介護サービスは、市町村または地域包括支援センターが、予防給付で対応するか総合事業を利用するか判断し、要介護の高齢者が振り分けられることになります。

問題は、総合事業の財源が介護保険給付見込額の3%以内、しかも75歳以上の高齢者数の伸びの増加率以下の範囲と、上限が決められていることにあります。つまり、総合事業のスタートしてしばらくの間は財源確保はできても、数年後には財源確保が難しくなり、結果として、必要なサービスの提供を抑え込まざるを得なくなるということです。

米沢市の総合事業の計画も、現行基準のサービスでスタートすることとしていますが、3年後からは基準緩和型のサービスとボランティア型のサービスの提供が予定されています。市民が必要とする介護サービスを十分提供できなくなることが懸念されるのではないのでしょうか。

改定介護保険法では、要支援サービスを地域包括ケアシステムで対応できるようにしようとしています。2025年を目標に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするために、市町村が中心になって、介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できるシステムとされています。

新年度から始まる総合事業が、この地域包括システムの中心的な役割を担わせるようになっていくのではないかと心配をしております。

そこでお伺いをいたします。第7期介護保険事業計画の策定に当たり、新総合事業、地域包括ケアシステムとのかかわりなどについて、どのように考えているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

## 2. 国民健康保険の県単位化の課題は何か。

医療・介護総合確保法に続き、2015年にいわゆる医療保険制度改革法が成立し、2018年から市町村国保が都道府県単位化することになります。山形県、米沢市を含む県内市町村国保も、2018年度から県単位化になります。

昨年12月のこの議会で、県単位化を目前にし、国保税率の大幅値上げが可決いたしました。当局は、「引き上げは、18年度以降の税率がどうなるかわからないので、17年度に限っての国保会計の収支をどうするか判断をした」といった趣旨の説明をしていたかというふうに思います。

そこで伺います。都道府県単位化によって、国保税がさらに引き上げられることになりはしないかということです。都道府県化は、国保税率を何をもって引き上げ、その判断をするのか。国保税額をどのようにして決めていくのか。お伺いをしたいと思います。

次の質問は、差し押さえと市民の生活再建のための支援体制づくりについて、2点お伺いをいたします。

### 1. 差し押さえの現状はどうなっているのか。

市税などの滞納世帯の差し押さえについては、さきの12月議会で問題点を指摘しました。法律にのっとって適正に行うべきと申し上げたところ です。

それに対して当局は、「平成10年最高裁判決で、差し押さえ債権が受給者の銀行預金口座に振り込まれた場合預金債権となり、これについては

差し押さえ禁止債権としての属性は継承しない。つまり、差し押さえ禁止債権が転化した預金債権に対して差し押さえすることを認めている」と答弁しています。

そこで、私は、当局が、差し押さえ禁止債権であっても預金口座に振り込まれた途端差し押さえ禁止の属性が預金債権に転化し、差し押さえ禁止債権であっても預金口座に振り込まれた差し押さえ禁止債権も米沢市では差し押さえは適法としていることに対して、当局がその根拠としている平成10年（1998年）の最高裁判決後に、この最高裁判決も踏まえて争われた鳥取県で起きた児童手当差し押さえに係る平成25年（2013年）3月の鳥取地裁判決、そして、同年11月の二審広島高裁判決、これは確定しているわけですが、差し押さえ禁止債権のその属性は、預金口座に振り込まれた後にもその属性は変わらないと断じていると指摘しました。広島高裁判決は、差し押さえ禁止債権のその趣旨に反する差し押さえを違憲とし、児童手当に判決の意義をこれは限定する裁判ではないというふうな内容です。

今日、全国的にあちこちで起きているこの問題、生活困窮世帯の年金などの差し押さえ禁止債権を支給日を狙い撃ちして差し押さえということが、米沢市と同じ平成10年最高裁判決を唯一の根拠として横行しています。

この判決を踏まえて鳥取県では、その後、滞納整理マニュアルを差し押さえ禁止債権の除外、控除を含めたものに改めました。

そこで伺います。米沢市の差し押さえの実態をお知らせください。また、そのうち、年金などの差し押さえ禁止債権が口座に振り込まれた場合、預金債権とみなして差し押さえが昨年度は何件あったのか、お知らせください。

### 2. 滋賀県野洲市に学び、生活再建支援につながる滞納整理を検討すべきでは。

滋賀県の野洲市では、債権管理条例を制定し、

その条例では、著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと市長が認めた場合は、徴収金を取り立てず、放棄できることにしています。そして、住民税や固定資産税、国民健康保険税のほかに、給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を、債権管理室が一元的に管理をし、市民生活相談課と連携し、滞納を解決するだけでなく、生活困窮状態から抜け出して生活再建を支援する仕組みをつくっています。

生活再建というのは、借金の債権ではなくて、立て直すという意味の再建です。市民の皆さんの生活をもう一度立て直すという意味での生活再建を支援する仕組みをつくっています。

市民生活相談課では、相談者から親身になって話を聞き、生活再建のプランを立てて、支援調整会議というものを設置して、そこで毎月相談者からの内容をよく吟味をし、そして、生活再建につながるプランを検討し、市民の生活再建に役立てています。

そこで伺います。この仕組みに米沢市も学んで、債権滞納者には、生活の立て直しの支援に軸足を置いた徴税、市民相談ができないものでしょうか、お伺いをしたいと思います。

最後の質問です。男女共同参画の姿勢について伺います。

1. 米沢市男女共同参画基本計画を実施をし、米沢市における男女の格差は一体この間どのように改善されたのか。

米沢市は2006年に10年間を計画期間とする米沢市男女共同参画基本計画を、そして、2012年には改訂版を策定しています。次の10年の計画を策定しなければなりません。2017年新年度に策定する予定のようになっているようです。

日本の男女平等度のランキングは、内閣府の2012年の調査によりますと、世界145カ国中101位と非常に低い位置にあります。その要因は、104位の政治参加のおくれ、106位の雇用の場での賃金格差や管理職比率の低さなど、男女の経

済的な格差にあると言われています。

そこで伺います。米沢市では、この10年間で男女格差がこの男女共同参画基本計画によってどのように改善されたのか。また、次期計画ではどのような角度から計画を策定しようとしているのか、お知らせください。

以上6点について答弁をよろしくお願いします。

**○海老名 悟議長** 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

**○堤 啓一健康福祉部長** 私からは、1の子育て支援についてのうち1と（2）について、それから、2の医療と介護についての（1）、それから、3の差し押さえと市民の生活再建のための支援体制づくりについてのうちの（2）のうち、生活支援の体制づくりについてお答えいたします。

最初に、2つの幼児事件から母子保健に教訓として生かすべき課題はないかについてお答えいたします。

乳児の命が奪われるという痛ましい事件を受け、本市では健康課、こども課の取り組みの点検、再確認を行いました。

また、国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第12次報告になりますけれども、その報告によりますと、心中以外の虐待死事例の特徴としまして、望まない妊娠、計画していない妊娠や、母子保健手帳の未発行、妊婦健診未受診などの問題が多いとされております。

妊娠、出産、子育てには不安がつきものですが、思いがけない妊娠であればなおさらのことです。

すこやかセンター健康相談室では、健康課の保健師、助産師の専門職が対応しており、妊娠に悩む人の気持ちに寄り添い、状況をお伺いしながら必要な情報をお伝えし、場合によってはより適切な機関を紹介するなどの対応をしています。

今後も、この相談窓口をお知らせしながら、どんなことでも相談できるというメッセージを伝え続けていくことが重要であると考えております。

行政と妊婦さんとの初めての出会いは、母子健康手帳交付時の面接であります。この面接では妊婦さんは妊娠や出産に不安を抱えていることも多いため、保健師、助産師の専門職が面接し、何でも安心して相談できる存在であること、地区担当保健師名をお伝えしながら顔の見える関係づくりに努めております。

その後も必要に応じて妊婦さんの気持ちを尊重し、不安に寄り添いながら健康状態を気遣い、思いを丁寧に聞く、妊娠の経過や赤ちゃんの発育状況をわかりやすく伝えるなど、丁寧な対応を行っております。

さらに、場合によっては医療機関と連携し、妊娠期、子供を迎える準備段階から継続的に支援を行うなどしております。

虐待は、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る可能性があることを踏まえ、未然に防止するという意識を持って、こども課、健康課、医療機関等関係機関で連携し、役割を果たしていくことが重要であります。今後も、安心して子供を産み健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりの推進を目指し、連携を強化してまいります。

続きまして、子供の貧困についてであります。

子供の貧困に対しての認識といたしましては、子供が貧困であることではなく、子供のいる世帯全体の問題であると捉えて、子供に対してはその影響が及ばないようにする観点からの支援を行い、保護者への支援としては、より根本的な問題の解決に向かうための対応策を働きかけることになると考えております。

また、これらの家庭が抱えている問題は貧困だけではなく、貧困を含むさまざまな困難を抱えている場合が多く、一つ一つの家庭の状況に合

わせたきめ細かな対応が必要なため、把握次第個別に対応を行っております。

子供の貧困に対する本市の現状を把握することは、支援を行っていく上で非常に有効であると考えております。先進地などの先行事例を参考に、今後実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、本市で保有するさまざまなデータを整理してみるとともに、日々の相談援助活動の中でも御支援させていただいている方々や、ともに連携して御支援いただいている関係機関の方々の声などを拾い上げて、実態の把握に努めて、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、本市の第6期介護保険事業計画における課題についてお答えいたします。

第6期計画におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け、第5期計画から重点課題として掲げている地域包括ケア実現のための方向性を継承し、かつサービス基盤整備の充実、保険給付及び介護保険料の均衡を検証しながら、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってまいりました。

これまでに地域包括ケアシステムの中核的なサービスとして期待される小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備が図られてきたところであり、着実に計画を推進していると評価しておりますけれども、医療ニーズに対応するサービスの充実や、医療と介護の連携体制については、今後も重点的に取り組むべき大きな課題であると認識しております。

また、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、介護需要は増大する一方、支え手側となる生産人口の減少による実際の介護の現場における慢性的な介護職等の支援者の不足、さらには、家族や地域による互助の低下など、現在も多くの問題が発生し、これからも進行していくものと認

識しているところであります。

これらを踏まえ、持続可能な介護保険制度の運営を図るため、本市の課題を分析し、実態を踏まえたサービス提供体制等の構築、自立支援に向けた取り組みを推進することが重要であると考えております。

次に、第7期介護保険事業計画の方向性についてお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、引き続き地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。そのための基本となる事業が、平成29年4月より開始する介護予防・日常生活支援総合事業となります。

総合事業は介護保険制度の転換点とも言われておりますので、総合事業を通じた住民主体の支援等、地域の支え合いの体制づくり及び地域の多様な人材・主体による高齢者支援を推進してまいります。

これらの体制構築には一定の年月が必要となりますが、総合事業の効率的な実施は、将来的な介護保険料の水準にも反映され则认为られるほか、新たな担い手の創出にもつながるものと考えられます。

本市においては、平成26年度より国の地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業に参加し、住民運営の通いの場の充実プログラム「いきいき100歳体操」に取り組んでおります。

この事業は、場所の確保や参加者の募集などを行政主体型で行っていたものを、高齢者みずからが場所を確保し、参加者を募り、住民主体型で実施する事業であります。

初年度の平成26年度には2団体から始まりまして、現在まで18団体の立ち上げ支援を行ってまいりました。このような取り組みの強化を通じて、徐々に住民主体の支援の充実を図ることが重要であるとと考えております。

また、第7期介護保険事業計画策定に先立って行います介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の

実施により、地域の抱える課題や実情を改めて把握し、今後、介護保険運営協議会において対応策の検討を行ってまいります。

続きまして、3の差し押さえと市民の生活再建のための支援体制づくりについてのうちの生活支援の体制づくりについて、お答えいたします。

生活支援の体制づくりにつきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から生活自立支援センターを設置し、生活に困窮している方々の相談をお受けしております。

本事業につきましては、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々を対象に、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添い、ほかの専門機関等と連携して、解決に向けて包括的かつ継続的に支援をしていくものであります。

事業の実施に当たりましては、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金事業、それに加え任意事業である就労準備支援事業と子供の学習支援事業の4事業を実施し、相談者の課題解決に向け関係各課のみならずハローワークや法テラス等の専門機関との連携も図っており、それら関係各機関へのつなぎでは同行するなど、相談者の立場に立ちながら寄り添う姿勢で継続的な支援の実施を心がけているところであります。

今後につきましても、相談者の問題を早期に解決できるよう、関係各課及び専門機関等との連携を図り、支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、準要保護世帯の支給額の引き上げについてお答えをいたします。

本市の就学援助における準要保護世帯への新入学学用品費の支給額は、要保護児童生徒援助費



補助金の新入学児童生徒学用品費等の単価に準じております。

今回の要保護児童生徒援助費補助金における単価の引き上げにつきましては、文部科学省の次年度予算要求概要に記載されておりましたので、準要保護世帯への新入学学用品費についても支給額を引き上げる方向で、新年度の予算に計上しております。

なお、支給金額の単価につきましては、小学1年生につきましては、現在2万470円を4万600円に、中学1年生につきましては、現在2万3,550円を4万7,400円に引き上げるものとして予算を計上しております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 菅野市民環境部長。

〔菅野紀生市民環境部長登壇〕

○菅野紀生市民環境部長 私からは、国民健康保険の県単位化の課題は何かについてお答えいたします。

国民健康保険の県単位化につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、保険者機能の強化が図られるものです。

県は、国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担い、市町村は、国民健康保険税の賦課・徴収、国保の資格管理や保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行うこととされております。

現行では、市町村の国保特別会計の中において賦課・徴収・給付が完結しておりますが、平成30年度からは、市町村は国保税などを財源として県の国保特別会計へ国民健康保険事業費納付金を納める一方、保険給付に必要な費用として県から市町村へ国民健康保険保険給付費等交付金が交付され、市町村は保険給付費を支出する流れとなっております。

このように、市町村は保険給付に必要な費用全額が県から交付されることから、保険給付費が想定外の増加となった場合でも安定的な保険給付が可能となります。

市町村から県に納める納付金は、県が次年度の県全体の保険給付費を推計して、前期高齢者交付金や国庫支出金などの県の国保特別会計の収入分を控除した上で、市町村ごとの医療費水準や所得水準などを考慮して案分し、市町村ごとに算定するものとされております。

国や県から示されている現時点でのスケジュールでは、平成30年度の納付金の額が示されるのが平成30年1月ころとされており、市町村は納付金の財源として必要な税収を確保するための平成30年度の国保税の税率を短期間で検討しなければならないことになり、このことは市町村にとっての大きな課題となっております。

県と市町村による国保共同運営については、現在、国と地方との協議が進められているほか、本県においても県と市町村との協議が進められており、これらの場においても納付金の額が示される時期について早期に前倒しするように意見が出されているところです。

なお、このような課題がある一方、市町村が担う高額療養費支給業務などの保険者としての事務を県が中心となって共通化し、国民健康保険団体連合会へ委託することで、事務の効率化が図られることも期待されております。

本市としましても、平成30年度からの県と市町村による国保共同運営に円滑に移行できるよう、他自治体や関係機関と協議検討を重ね、被保険者への周知を図りながら、体制を整備していく考えであります。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、3項目めの差し押さえと市民の生活再建のための支援体制づくり

について御答弁申し上げます。

まず、差し押さえの現状であります。平成27年度差し押さえの実績であります。年間の差し押さえ件数は542件でございます。大半が預金などの債権の差し押さえとなっているものでございます。

なお、先ほど差し押さえ禁止債権の口座振替による属性変更の件数という御質問がございましたが、大変申しわけありません。事前通告ございませんでしたので、持ち合わせてございません。これはちょっと時間がかかると思われます、わかる場合でも。ですので、しばらくのお時間を頂戴したいと思います。

差し押さえを執行する場合については、必ず財産調査を実施しているところであります。差し押さえる財産の選択であります、第三者の権利を害することが少ない財産であること、さらに、滞納者の生活の維持または事業継続に与える支障が少ない財産であること、これらを十分留意して選択しております。

また、差し押さえについては慎重に行っているところであり、必要と認められる場合には預金の原資についても確認をしているところでございます。

その結果として平成27年度の収納率も、現年分ではありますが、市税で98.98%、国保税では92.95%と過去10年間で最高の収納率となっているところでございます。

次に、2項目めになりますが、野洲市に学び生活再建支援につながる滞納整理についてであります、これについては事前の通告に従って答弁させていただきたいと思います。

野洲市における生活再建型滞納整理であります、平成27年4月1日に施行されました生活困窮者自立支援法に合わせ、高齢者、障害者、ひとり親、失業者など、さまざまな要因を持つ生活困窮者の相談窓口を1つの課に集約・統一した整備と体系的な体制の構築に取り組んだもの

だと思っております。

まず1つは、条例制定になります。給食費、水道料、幼稚園の保育料、公共施設の保育料など、税外債権の管理体制と手法の整備を図ることを主眼に置いたものであります。

2つ目としては、税外滞納者に対する納税相談や支払い督促などの債権回収の手続をする部署を統一した債権管理室が設置されたと認識しております。

以上の取り組みによりまして、生活困窮状態に陥っている滞納者に対して、通常と同様の回収方法では滞納の再発や生活状況のさらなる悪化を招くおそれがあったものを、生活再建型滞納整理を実施することによりまして、生活再建の支援とあわせ納税相談を受け付け、関係方の連携を図ることにより滞納者を生活困窮状態から脱出させ、債権回収を的確に行うことが可能になったという内容だと思っております。

一方、本市であります、本市の取り組みといたしましては、徴収業務は各部署で実施しているところであります。未収金対策として、定期的に収入未収金対策の意見交換会を開催するなどしております。各部署の状況について意見交換会を行いながら、情報の共有や研修に努めているところであります。その結果、未納額は年々減少・改善しているところであります。

したがって、今後も企業会計を含めてありますが、引き続き徴収率の向上に向けた検討を行いながら、未収金対策を進めていく考えてあります。

あわせて、市税の納付相談、それから滞納処分等により生活困窮者と判断した場合には、消費者生活センターや生活自立支援センターなどの関係機関に案内をしており、連携を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、男女共同参画の市政についての御質問にお答えいたします。

全国的に男女共同参画社会の実現が叫ばれる中、本市としましては、女性も男性も性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な価値観のもと、一人一人が個性を生かし能力を発揮することができるまちづくりを推進するために、平成19年度から10年間に本市が取り組むべき施策を総合的・体系的に検討・整理した米沢市男女共同参画基本計画を策定いたしました。

これまでの間、本市が男女共同参画社会の実現に向けて行ってまいりました各施策の実施状況を年度ごとにまとめ、課題や改善点を次年度の施策に生かしていくとともに、市民の皆様から成る男女共同参画推進委員会にも提示し、御意見をいただいていたところです。

今年度はこの計画の最終年度に当たることから、現在、新たな計画の策定を進めており、その一環として昨年の8月には市民2,000人を対象としたアンケートを実施したところです。

この結果を10年前の現計画策定当時と比較してみると、男女の地位の平等感についての設問中、社会全体で見た場合の男女の地位について、男性のほうが優遇されているという回答が、平成18年度には28.2%であったものが、今回は15.7%と大きく減少し、また、平等であるとの回答が49.1%から53.9%に増加しました。

さらに、夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという性別による固定的役割分担意識については、今回の調査で初めて反対が賛成を上回り、この10年間で男女格差の市民意識は改善してきたものと感じています。

男女の賃金格差につきましては、これは山形県全体の指標となりますが、厚生労働省が行っております賃金構造基本統計調査などによりますと、男性を100とした場合の女性の賃金が、平成19年は67.5であったものが、平成26年は71.1に

改善しているということもございます。

一方で、本市の各種審議会などにおける女性委員の割合につきましては、平成18年度が23.6%であったものが、平成27年度は25.9%と目標の30%を達成するには至っていない状況があります。

ただいま御紹介しました男女の賃金格差につきましても、改善しているとはいえ、いまだ男女間に大きな開きがある状況でございますので、新しい計画の策定に当たっては、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を含め、さまざまな改善や強化を目指す内容とすることを考えております。

また、市の最上位計画であります米沢市まちづくり総合計画を踏まえ、男女共同参画社会基本法に基づき、国・県の新たな計画を勘案するとともに、いわゆる女性活躍推進法やDV防止法の施策展開と同調した計画となるよう進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、男女共同参画の推進は、行政のみが取り組んで実現するものではなく、個人での活動も広がりやすいものでもあります。これまでも個々に活動している個人や女性団体などとのネットワーク形成の推進に努めてまいりましたが、特に今年度に入りましてからは、県の男女共同参画センターのサポートも受けながら、これから地域の中心的役割を担っていただくことが期待される女性の方々にお集まりいただき、話し合いを重ねながらさらに強固なネットワークを形成することを目指しており、新年度はそのネットワークを生かしての事業展開を予定しているところであります。

今後とも、実践活動の支援を行い、活動の継続を後押しすることによりまして、さらなる男女共同参画社会を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） それでは、質問の順番から、もう一回お聞きしたいことがありますので、よろしくお願いします。

まず、子育て支援のところで、この2つの事件の教訓をどういうふうに母子保健行政に生かすのかというお尋ねをしたわけですが、いろいろあった中で、相談窓口を設置してると。それから、地区担当の保健師の方に、その保健師の方のお名前も紹介しながら何か御相談あったらということをやっているというお話でしたが、もう一つ、相談窓口というのは具体的にどういうふうに設置されてどういう活動内容をされているのか。

それから、子供・子育て支援計画の中にも、幼児に保健師さんが地区を回りながら個別に面接をしてということで、100%この間は面接ができているということになってはいますが、この地区担当の保健師さんというのは、コミセン単位だと18地区ありますよね、18名が配置されてやっているのか、その辺の地区担当。それから、それに基づいてどういう活動をしているのか。大まかで結構ですから、ちょっとお知らせいただけますか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 まず、相談の窓口でございますが、健康課のほうに母子保健コーディネーターを配置しております。母子手帳の交付のときなど、妊娠中からさまざまな相談をお受けするということで対応しております。

それと、あと各地区の保健師については、その地区の健康教室に参加したり、いろんなそういった場で相談をお受けしたり、そういった活動をしてございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） すこやかセンターに母子保健のコーディネーターという方を配置して相談業務をやっていると。それで、その方が相談の内容についていろいろと相談し解決に至る

ということは結構あるかというふうに思いますけれども、1回だけの相談、面接だけで解決しないことも私はたくさんあると思います。

そういう中で、やはり地域担当の保健師さんというのは非常に大きな力、それから、業務としては非常に大事になってくるというふうに思います。それで、もう一回お伺いしますけれども、地区担当の保健師さんというのは何人配置されてどういうふうな地区割りになっているのでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 済みません。手元に人数等の資料がございませんので、ちょっとお答えできないんですが、それぞれの地区にそれぞれ配置はしております。

先ほどちょっと御説明漏れしましたが、すこやかセンターの相談室での対応のほかに、4カ月以内にそれぞれ御家庭のほうに訪問して、いろいろ状況を確認させていただいたり、いろんなアドバイス等をさせていただいたりしております。

いろいろ課題等があるような方については、その後についてもコーディネーター、その他保健師等が随時訪問するというような体制をとってございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） この2つの事件を受けて何を教訓にして生かすのかという観点から申し上げますと、今行っている相談窓口のこの業務、それから、地区担当の保健師さんの地域での活動、これをどういうふうに高めていくかということが必要だというふうに思うんですね。

今やっているこの2つの事業、教訓から生かすならば、この2つやっている事業をさらに内容として高めていくということが必要だというふうに思うんですね。

その点から言って、相談窓口業務をもう少しこういうふうにしたら、あるいは地域担当の保健

師さんの活動をもう少しこういうふうにしたら  
というところが何かありませんか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 先ほどの人数ですが、保健師は18地区に11人配置しております。

あと、その強化ということでございますが、  
実際この人数で対応してございますので、それぞれ職員が地区は違っていても、いろんな状況に  
応じて協力体制をとっておりますので、そういったそれぞれの相互の協力をしながら対応を  
しているという状況でございます。

それから、それぞれ保健師だけで対応が難しい  
ような場合というのはよくございます。そういった場合に、やっぱり病院とかいろんな医療機関  
その他と御相談しながら一緒に対応していくというようなこともとってございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） この2つの事件を点検  
し、そして、業務を確認したというお話でしたので、ぜひこの相談窓口の活動、それから、地  
域担当の保健師の活動をさらに高めていただくということをぜひお願いしたいというふうに思  
います。

いずれもう一回どこかで詳しく質問させていただくことがあるかというふうに思いますので、  
とりあえずきょうはそこまでにしておきます。

1つ申し上げておけば、地域担当の保健師さん  
の数をやはりもう少しふやしていくということが必要ではないかというふうに私は思ってお  
りました。

次に、子供の貧困化の問題ですけれども、米沢  
市の貧困化の実態についてもきちんとつかむことが大事だと。それで、どうやってつかむか  
ということになったときに、これまでのデータを整理すると。それから、関係の皆さん方の  
声を聞いて実態の把握に努めるというふうな答弁だったかというふうに思います。そう  
いうことでよろしいでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 まず、なかなか貧困の実  
態をつかむというのは難しいということで、国のほうでも調査研究のテーマというふう  
になっているかと思いますが、本市でもそういう状況でございますので、まず現状把握  
する上では、いろんなデータ、所得データその他いろんなデータを整理してみるとい  
うことも必要だというふうに考えております。

そのほか、やはりふだん相談援助活動をして  
おりますので、そういう中でいろいろ御支援させていただいている方がおられます。  
それから、関係機関の方もそういったいろんなかかわりがございまして、そう  
いった関係機関の方や御支援させていただいてる方々からの声などを拾い上げる  
ということで、実態をよりきめ細やかにつかんでいきたいというふうに考えて  
おります。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） 今やっているさまざま  
な子育て支援なり貧困というか低所得者、困窮者の世帯の皆さん方に対する  
さまざまな事業というのは、今おっしゃったデータの整理をして、あるいは  
関係者の声を聞いてやっているんだというふうに私は思います。

改めて子供の貧困化の米沢市の実態をつかむ  
必要があるというのは、もっと詳しく統計的なデータを新たに作り出して、  
それでしっかり把握するということが必要ではないかというふうに私は  
思っていたわけです。

それで、既に聞き取りのときにも提起してお  
きましたけれども、全国の自治体ではこの実態調査をしようということで  
やり始めている、あるいは既にやられているという自治体があるわけ  
です。例えば大阪市や横浜市や東京足立区、そして、近接自治体で  
言えば仙台市。

先日の聞き取りでは、仙台市の実態調査がこの  
1月に公表されたということも申し上げてお

ました。ホームページからダウンロードすると、こういう仙台市子供の生活に関する実態調査というのが出てきます。調査費用も含めて出てきます。そういったものを参考にしながら米沢市の子供の貧困化の実態をしっかりとつかむ必要があるのではないかというふうにちょっと申し上げておいたわけです。

子供の貧困の実態をつかむのは難しいということは当然の話だというふうに思います。そういう中で、そのことなしに米沢市の子供たちの貧困化に対する的確な政策展開は私はできないというふうに思います。まずここまでで、そういうふうに私は申し上げたんですけれども、そういう仙台市側に学んだ実態調査というのはやろうとはお考えではないんですか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 仙台のお話を聞き取りの際に聞いたということで、仙台の調査を見させていただきますと、1つには統計データの整理、比較検討されておりました。それから、2番目に保護者と子供へのアンケート。それから、子供や家庭の支援に携わる団体等へのヒアリング調査というものも実施されているようでございます。

支援者側へのヒアリング結果の内容等も見ますと、私どものほうでも日々いろいろ支援する立場でございますので、そういった支援の中で本市と同じような問題や悩みを抱えておられるという状況などを見てとったところでございます。

そういったことで、その調査のやり方はやっぱりいろいろあるかと思いますが、その実態を把握する上でその方法がいいのかどうかというのもなかなか難しいところはございます。そういう仙台市を初め、今さきにいろんな調査を実施されているところはあるようですので、そういったところを参考にして実施等も検討していきたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） ぜひ全国的には沖縄の県の実態調査なり、昨日の新聞ではたしか岐阜県でしたでしょうか、始めるというふうな話もありました。

まず、とにかく実態をつかんでないということで、実態をつかむ作業をやりますという答弁をいただきました。そのやり方については、今おっしゃったように、これまでのデータを整理したり関係者の声を聞いたり。そして、御紹介した仙台市の調査なども踏まえて、参考にしながらということで、よろしいですね。実態調査をすると。よろしいですか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 実態に向けて、そういった先進地を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） よろしく願います。

それで、山形県では既に平成28年3月に、山形県子供貧困対策推進計画というのをつくっているわけですね。これもホームページからダウンロードしましたけれども、これを見ますと、県でやること、それから市町村でやること、関係団体でやることというのがそれぞれ個別に出ているわけです。

そこでお伺いしますけれども、この市町村でやることあるいは県と市町村で連携しながらやること、その中で、米沢市がこの山形県の子供貧困対策推進計画に基づいてやることというのはもう確定しているんでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 いろんな施策が記載されているかと思いますが。そういった中で既に実施しているようなものもございますので、例えば今年から導入した先ほどお話しした母子保健コーディネーターの導入とかそういったこともございます。

そのほか、ひとり親家庭の子供に対する居場所

づくりの学習支援とかといったそういうものについて、市のほうで実施するということでありますので、もう一部実施しているという状況がございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） この計画で、今申し上げた市町村でやること、つまり米沢市がやること、県と連携してやること、それは中には今実施していることもあるというふうに思います。

しかし、米沢市ではこの計画に基づいてやろうとしてもすぐにはやれないこと、二、三年時間をかけないとやれないことがあるようです。それをもう一回この中身を吟味していただいて、米沢市が県と一緒にやる施策、米沢市が単独で少し時間をかけてやる施策、ちょっと振り分けて整理していただいて、どういうふう to 実施していくかという方向性を出していただきたいというふうに思います。

その意味でも、今申し上げた米沢市として子供の貧困の実態はどうなっているのかということをよくつかむということが非常に大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 県の計画に基づいてもちろん市町村の役割を果たしていくことは重要でありますので、それぞれの事業、いろいろな内容が多くございますので、それぞれやはり米沢市としてもできるだけ実施できるように、いろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） 次に、就学援助のところでお伺いします。

就学援助の入学準備金の基準額については、国の概算要求の中でいち早く情報をつかんでいたで、新年度から早速、なかなか対応しない自治体もある中で、米沢市としてはもう初年度

から対応したというのは非常に評価したいというふうに思います。

1年生入学するときに、小学校ではランドセルとか制服などなどの入学準備の際に必要な金額が大変かかるわけです。そして、中学生ではそれに輪をかけてといいますか、通学時の自転車から含めて制服、体育着、ズックとかかばんとか、さまざまな入学に必要なものがあって10万を超えるというふうにも言われています。自転車含めれば10万を優に超えるわけですがけれども。

そういう中で小学校2万470円から4万600円と、中学生2万3,550円から4万7,400円と、まさに国の基準どおりに上げていただいたということで、非常に評価したいというふうに思います。

それで、入学準備金の入学前に支給ということについては、昨年の6月、12月議会で取り上げさせていただきまして、新年度から実施したいというお話でした。それでよろしいでしょうか。中学校については。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 今お話しのとおりでありまして、中学校における新入学学用品費につきましては、当該の世帯については小学校のほうで認定を行っておりますので、平成29年度の6年生が卒業するときに6年生の段階で支給したいと。その手続に向けて検討しているところであります。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） 皆さんもごらんになったかというふうに思いますけれども、2月4日の朝日新聞に全国のこの入学準備金の前倒し支給状況、入学前に支給しているという自治体が最近ふえてきているということで、特集記事ということで全国の状況が示されています。どんどんふえているわけですね。当然入学時、適切な時期にやはり支給すべきだということが国会でも問われ、そして、全国の自治体教育委員会でそのことを受けて始めているということです。

ただ、小学生についてはなかなか難しいところがあるというのがやはり状況のようです。そういう中でも小学生のところにもいろいろ工夫しながら実施する自治体もありますので、例えば県内でいえば、天童市が新年度はできませんけれども、さらに翌年度の30年度から実施することになるようですので、少し天童市さんなど先進事例をそこも研究していただいて、できるだけ小学生にも入学準備金の前倒し支給ができないか御検討いただきたいということを、一言申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、ちょっとお伺い、通告してますので、申し添えておきますけれども、米沢市の場合は国の就学援助金の支給基準といいますか、支給費目、それから額について国のほうで参考事例として出しているわけですね。それにあわせて米沢市独自の判断でそれに準じて支給額などを決めていると、費目も決めていると。

それで、米沢市はこの国の基準表に載ってるけれども支給してない費目があるわけですね。この間も取り上げましたけれども、PTA費と、それから生徒会費とクラブ活動費、これが国の基準表には載っておりますけれども、米沢市はまだ支給してないと。

一度校長会のほうにかけていただいて話をしていただいた結果、クラブ活動費については、いろいろやっている子供さん、それからクラブ活動をしていない子供さんもいてなかなか難しい点もあるということで先送りされた経過がございますので、改めてやはりこのように国の基準額が引き上げられたら早速引き上げていただいたという経過もありますので、米沢市もこの3費目、とりわけクラブ活動費については支給していただきたいというふうに思いますし、御検討いただきたいというふうに思います。

やはり生活困窮世帯では、子供さんがクラブに入るときにやはりユニフォーム代とかなんかをそろえなきゃならないということで、大変な思

いをしているという声を聞いております。子供さんに部活やめろとか部活するなというのはなかなか言えないということがありますので、3費目全てとはすぐには言いませんけれども、クラブ活動費については支給御検討いただきたいということを申し添えておきたいと思います。改めてどこかで質問いたしますので、よろしくお願いします。

次、ちょっと時間もなくなりましたので、飛ばして、国民健康保険の県単位化についてお伺いをします。

先ほど答弁がありましたように、単位化になった場合に、県に市町村が納めなければならない納付金、この額というのは県が決めて市町村にこれだけの額を納めなさいと来ますけれども、100%市町村では納めなければならないというふうに思います。今、国民健康保険税の収納率というのは何%でしたでしょうか。100%になっておりますか。正確じゃなくてもいいです。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番(高橋 壽議員) 九十二、三%ですね。そうしますと、その差が出てくるわけですが、そうなった場合に、納付額がどれだけになるかわかりませんけれども、収納率と納付率の差、100%と九十二、三%、その差が7%、8%開いたときに、その財源はどうやって確保する予定なんですか。

○海老名 悟議長 菅野市民環境部長。

○菅野紀生市民環境部長 県でも当然100%を目指しての数字は考えておりますけれども、実際に納付金として算出するに当たっては、90%前後の数値で検討しているというふうに伺っております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番(高橋 壽議員) 保険収納額の90何%で納めていく、納付金を納めて構わないという話が進んでいるんですか。

○海老名 悟議長 菅野市民環境部長。



○菅野紀生市民環境部長 各市町村の納付金額につきましては、所得率とか医療費の水準でそれぞれの市町村によって異なるような算出になっているように伺っております。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、全体の医療費がどのくらい県でかかるか、そして、そこに前期交付金、また公費がどのくらい入るかによって、その残額を割り振って市町村に納付をするように金額を定めるんですけども、その際の算出において、納税率につきましては100%の数字では無理だということは当然県も承知しておりまして、そういった数字では算出しないだろうというふうに我々も受けとめているところでございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） この納付金の額がどういう中身になるのかというのはまだはっきりしないんですけども、これまで国民健康保険にかかわる国庫負担金などは真っすぐ市町村の国保会計に入ってきたわけですね。今度は県のほうに入っていくと。それで、米沢市に国や県から入ってくるお金というのはほとんどなくなるわけです。

つまり納付金に対する納める財源は何で確保するかというと、ほとんど加入者の保険料、保険税というふうになりますよね。その場合、今収納率が九十二、三%だという状況の中で、その納付額がそれを上回る額で来た場合、100%でなくても、その差の財源はどうやって確保するかという問題が出てくるわけですよ。

それはどうやって確保するか。つまり保険料を上げるか、上げて納付金に近づけていくか、あるいは別立てで一般会計からの繰り入れなどで財源を確保して県に納付するか、その選択肢しかないんじゃないでしょうか。

○海老名 悟議長 菅野市民環境部長。

○菅野紀生市民環境部長 納付金の額につきましては、当然全額納めなければならないというふう

に、そういうものでございますので、本来受益者負担の観点から、ましてや目的税として集めております国民健康保険税でございますので、それに見合った税率で対応すべきものが第一義だというふうに考えております。

ただ想定として当然超えるものも想定しなければならないというふうに考えた場合、どうするかと言われた場合は、給付基金の積立金が残高があればそれで対応してきた、これまでそのような形で税率を押さえてきた経過がございますので、そういったことがございます。

その一方、今回新たな制度に変わるということで、市町村において国保税の収納不足が生じたことが見込まれた場合につきましては、県が設置します財政安定化基金から無利子で貸し付けを受ける制度が準備されております。こういったものを活用しながら対応していかなければならないというふうに考えております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） つまり基金なり一般会計から繰り出し、あるいは、今答弁されました県の安定化基金からの貸付金を借りると。

ただ介護保険の安定化基金の前例を見ますと、ほとんど借りる自治体がないということになっているわけですよ。それは結局貸付金で返さなきゃならないお金だということがあって、介護保険の安定化基金の貸し出しというのはほとんど実態としてはないということで、余りにも基金がふえたので、その基金を取り崩して介護保険の保険料を引き下げたという経過がこの間あったわけですよ。

それで、基金が米沢市ではなくなるという状況の中で保険税率を引き上げたわけです。だから、保険料を引き上げて基金を確保して、その基金でもし納付金に足らなければ払うということになる可能性も私はあるというふうに思います。ただ、基金がなくなっていくという前提で国保会計の見通しをつくっているんですから、そこ

はなかなか難しい話になると思います。

そこで、一般会計からの繰り入れというのは私も何度も対応策として申し上げてきたわけですが、米沢市としてはこれはやらないと。結果として加入者、被保険者の保険料の引き上げで対応するという方針をとっているわけですが、全国的に一般会計からの繰り入れで保険料の引き下げあるいはマイナス会計の補填をどれだけやってるのかというのが、この昨年12月20日の国保新聞に出ているわけです。

これを見ますと、米沢市がやっていない一般会計からの繰り入れを、昨年は3,900億ぐらい全体でやっているというふうになっている。済みません。3,500億ぐらいやっていると。そのうち、決算ベースでマイナスが出た場合の補填として1,300億ほど。それから、保険料の引き下げに133億ほど使っていると。

だから、米沢市がやっていない一般会計からの繰り入れを多くの自治体がやって、国保会計のやりくりをし、そして、加入者、被保険者負担を抑えているという実態があるわけですね。米沢市がなぜ一般会計からの繰り入れを頑としてやらないんですか。こういう全国的にこういうことをやっている中で。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 やっぱりそこは国民健康保険税の性格によると思います。あくまでも保険でありますので、保険加入者がその保険の原資の中で保険の享受を受けるというのが原則でございます。

今のところ、大変苦しい状況ではあるようですが、基金もまだあるようでございます。税率的にも、全部で89万ぐらいのやっぱり限度額まで設定されておりますので、相当高額ではあるものの、やはり原則論としては会計の繰り出しについては慎重にならざるを得ないと考えているものでございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番(高橋 壽議員) これは政策的な判断の問題だというふうに思います。法的にやれないことはない。こうやって全国的にやっているわけなので。

いかに今大変な市民の暮らしの中で、国保税というのは負担率が、前回の議会で申し上げましたけれども、給与の1カ月分ぐらい国保税だけで消えてしまうという実態にあるわけなので、国保を引き下げることになれば、一般会計からの繰り入れやらないということであれば、国保税の引き上げしかないわけ、選択肢は。そういうことですね、米沢市が考えているこの国保会計の厳しい状況の打開策としては、加入者の保険料の引き上げしか対応策はないと。

さっき医療費の削減とか何かという話で、健康長寿日本一を目指すという話がありましたけれども、これは時間かかるというお話もそちら側でされました。私もそうだと思います。10年や20年かけて徐々に医療費を何とか少なくできるということがあるでしょう、それは。

だけれども、今の3年間あるいは5年間、そういうスパンでの国保税を抑えて市民の負担を抑えていくということになれば、一般会計からの繰り入れしかないというふうに思いますけれども、最後にもう一回そこをお願いします。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 壇上で申し上げましたが、市税については98.98%、国民健康保険税につきましては92.95%の収納率でございます。

なお、参考までに、国民健康保険税の収納率につきましては、県下でも中盤ぐらいであります。まだまだ収納率が低い状況でございます。こういったところも少し御検討いただきながら、国保会計での御努力をお願いしたいと思っておりますのでございます。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番(高橋 壽議員) やっぱり厳しいというか、その暮らしの中で保険料が重い負担になっ

ていると。それでも滞納しちゃだめなんだということで、それに何とか納めているという方がたくさんいると私は思いますよ。そこをどうやって抑えていくかということを、もう少し御検討いただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

県単位化で保険料が抑えられるのかというところではなくて、逆に私はこの状況だと引き上がるというふうに思わざるを得ません。ぜひ御検討をもう一回お願いしたいというふうに思います。

最後になるかもしれませんが、差し押さえのところをお聞きいたしたいと思います。

平成10年の最高裁判決に基づいて、それを根拠にという話ですよ、差し押さえ預金口座に入った差し押さえ禁止債権は、差し押さえができるということだと思います。

ちょっと改めて、この平成10年の最高裁判決というのはどういうものだったかというのを、簡単にいいですから御紹介いただけますか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 済みません。前回のものなものですから……、児童手当相当額の分に対して、鳥取県がそれに差し押さえをかけたというものでございます。児童手当については……（「違う。平成10年の最高裁判決」の声あり）えっ、ええ。ですが、それについて鳥取県が口座振替になっているものだから、児童手当そのものは差し押さえ禁止なんだけれども、口座振替であれば可能だということで行ったそのもとにあるもの、それが最高裁判決であります。これについては、差し押さえ禁止債権が支給者の預金口座に振り込まれた預金債権となると、差し押さえ禁止債権としての属性は承継しない。

つまり、児童手当として振り込まれても、口座に振り込まれて時間がたったり、その口座が特別な口座、例えば児童手当専用口座でないような総合口座のような場合には、通常の預金口座

と同様に差し押さえが可能だというふうな判例だと思っております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番（高橋 壽議員） 御承知だと思いますけれども、この原審というのは札幌高裁の案件が最高裁に行きまして判決が出たということですが、その原審の内容というのは、差し押さえ禁止債権そのものを問うた話ではなかったと思います。保証人関係での相殺ができるかどうかというのが問われた裁判で、その判決の中で出てきたものを、無理やりこの口座に入った差し押さえ禁止債権を口座に入った途端に預金債権とみなして差し押さえができるという根拠にしているわけです。

そこで鳥取地裁と広島高裁で、そのことも踏まえて、預金口座に入った差し押さえ禁止債権、それは属性も継承するというふうになって、児童手当については返還命令が出たわけですよ。

それで、鳥取地裁と広島高裁の判決が出た後に、その後ですよ、この手の裁判、預金口座に入って差し押さえ禁止債権が違憲だとされた判例というのは全国的に数あるというのか、出てきたわけですが、ちょっと時間がないので御紹介しますけれども、2013年4月、これは福岡市の児童手当の差し押さえ処分の解除の裁判で判決が出て、これは勝訴しています。

それから、2013年6月、これは愛知県の刈谷市、それから、2014年4月千葉県の市原市、年金です、これは。年金配当者分の解除。それから、2014年8月群馬県前橋市です。これは児童手当です。それから、2015年2月には兵庫県の姫路市の給料差し押さえ処分の解除。それから、2015年2月兵庫県西宮市の年金差し押さえ処分の解除。その後、大阪市の生野区、新潟県阿賀野市、2016年6月の大阪府の交野市と、年金それから生活保護費など差し押さえ禁止債権が預金口座に入ったものについても属性が継承するということで、判決としてはこれは違憲だとい

う判決が出ているんですよね、その後。

だから、米沢市が唯一根拠としている平成10年の最高裁判決を踏まえてその後出てきた判決では、それは違憲だと、反するということが出てますから、米沢市がそれを根拠にするというのはもう少し慎重に考えたほうが私はいいと思います。

結果として、鳥取県は滞納整理マニュアルを改訂したわけです。先ほども御紹介しましたけれども。どう改訂したかといいますと、1つは月3.5回以上入出金を繰り返す口座は生活口座として認定すると。それから、2つ目は、預金差し押さえ時に3カ月分の取引履歴を確認すること。それから、3つ目は、差し押さえ後に申し出があり差し押さえ禁止債権と確認できた場合は差し押さえを解除、取り消すなどとしたということに改善しているわけです。

だから、ぜひ米沢市もこれにしっかり学んで、もう一度研究・検討していただかせませんか。どうか。どうですか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、最高裁の判例につきましては、これは判例として確立されておりますので、私たちとしてはこれはこのまま継承していきたいと。ただ、最高裁の趣旨をやっぴりきちんと理解すべきだというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、例えば児童手当専用口座、それについては時期がずれて2回に振り分けられるとしても、それは児童手当だというふうになると。総合口座の中にさまざままじってくる場合、これについては当然ながら預金口座として差し押さえできるものだと。そのために、今議員がおっしゃったように取引履歴の徴取というのは必要なわけです。

つまり、さまざまなものがどういうものが振り込まれているのか、そして、預金として成り立っているのかを調べる必要がある。当然これ米

沢市も行ってございます。

それから、管理用口座の指定ということで生活口座であるかどうか、これについても当然米沢市ではそれを確認しながら差し押さえしておりますので、判例は判例として認知しながら、現実的にはそのような取り扱いでやっているということで御理解いただきたいと思います。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○21番(高橋 壽議員) 御理解というか、半分ぐらい理解しておきますけれども、残りの半分は検討してください。

それで、最後の男女賃金格差の問題ですけれども、県のその賃金格差というのは先ほど答弁ありましたけれども、米沢市の賃金格差というのはどうなっているかというのを、多分実態つかんでいらっしゃらないということで答弁なかったというふうに思います。

厚労省のホームページにはこういうものがあるわけですね。2010年に厚労省が、各企業含めて地域の賃金格差をこれのガイドラインに基づいてみずから点検しながら地域の男女の賃金格差をなくすようにということをつくったものがあります。御承知だと思います。ぜひこういうものを活用して、米沢市の男女賃金格差を是正していくということの取り組みをやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、市長にお伺いしますけれども、市長は選挙公約でこの女性のところで言えば、副市長を念頭に置きながら若手や女性を積極的に登用するというふうにおっしゃっています。実際副市長さんは女性ではないわけですがけれども、その意図したところは何かあられるんだというふうに思います。そこで、選挙公約ですから市民への約束ですので、それをしっかり施策に生かしていただきたいと思います。

あわせて、この選挙公約では、子供の貧困対策、これ支援を推進していくということが明確に書

いてありますので、それもしっかりやっていた  
だきたいということを申し上げて質問を終わら  
します。

○海老名 悟議長 以上で日本共産党市議団、21番  
高橋壽議員の代表質問を終了し、暫時休憩いた  
します。

午後 0時09分 休 憩

午後 0時10分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

## 日程第2 議案の付託

○海老名 悟議長 次に、日程第2、議案の付託で  
あります。

去る2月27日の本会議で上程されました議案28  
件は、会議規則第37条第1項の規定により、お  
手元に配付しております議案付託表のとおり、  
それぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、補  
正予算は来る3月13日の本会議に、その他の議  
案は来る3月24日の本会議にその結果を報告願  
います。

## 日程第3 請願・陳情の付託

○海老名 悟議長 次に、日程第3、請願・陳情の  
付託であります。

今定例会において受理いたしました陳情は1件

であります。

会議規則第141条第1項の規定により、お手元  
に配付しております請願・陳情文書表のとおり、  
所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、  
来る3月24日の本会議にその結果を報告願いま  
す。

以上であります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

## 日程第4 一般質問

○海老名 悟議長 日程第4、一般質問を行います。  
順次発言を許可します。

一つ、「WinWinよねざわ大作戦」につい  
て、20番高橋英夫議員。

〔20番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○20番（高橋英夫議員） 私の一般質問から時間  
が30分ですので、多少早口でお話いたします。

質問の冒頭、中川市長を初め、皆さんの頭の上  
にクエスチョンマークが3つぐらい上がってて、  
「WinWinよねざわ」って何のこっちゃと  
いうふうな疑問があると思うので、一言申し上げ  
ます。

「WinWin」というのはよく言われる言葉  
ですけれども、例えば先ほど公明党の佐藤議員

がお話しされた落葉を拾う作戦、ああいうやつですね。2月18日の山形新聞にも同じような事例がございましたので、紹介してみたいと思います。

これ、金山の話ですけれども、薪ステーションというのがあるそうでございます。このステーションに山の持ち主が間伐材などを持ち込むと、1トン当たり広葉樹は5,000円分、針葉樹は2,500円分の地域商品券と交換できる仕組みだそうです。

買い取った木材は薪や木質チップボイラーの燃料用として希望者に販売する。森林の適正管理や間伐材の有効活用、薪や木質チップの安定供給に加え、商品券と交換することによる地域経済活性化を含めた一石三鳥を狙っているという、素晴らしい取り組みですね。こういうのが言っている「WinWin」のイメージですね。

じゃ、大作戦とは何かと言いますと、それはあくまでも私の中の大作戦なんですけれども、中川市長へのアプローチ、ラブコールと思ってください。つまり、実現するにはハードルは決して高くない。財政の支出が余りなくて、トップたる市長がやろうと決めればすぐできるというような提案をさせていただきたいと思います。

まず、最初の（１）空き家利用者への家賃補助制度についてなんですけど、これについては最初に、現在最上地域の子育て支援住宅という山新の社説がありましたので、これを若干紹介したいと思います。

新庄市以外の最上地域全市町で現在始まっているのが、子供がいることなどを入居条件にして、一戸建てや集合住宅といったものを、若者支援を含めて貸し出そうというふうなことで取り組んでいる事例でございます。

おもしろいのは西川町の事例ですね。町が新築した一戸建て住宅に25年間住み続けた入居者には、土地と建物を無償譲渡する長期賃貸住宅制度を設けたそうです。入居者の希望に沿った設

計も可能で、町の試算では、一般的な一戸建て住宅をローンで取得した場合よりも1,000万円以上負担が少なくて済むという、そういうすばらしい取り組みを西川町でやっております。

さらには、自治体によっては子供の数に応じて家賃を割り引く制度を設けているというふうなことの事例でございます。

そこで、私考えたんですが、米沢市はちょっと財政が厳しいので、なかなか西川町のように土地建物を新築するというのは難しいと。であれば、空き家を活用してはどうかと思ったんですね。

けさの建設部の回答の中に、空き家管理室ですかね、そういう新しいデータバンクをつくるということなので、非常に前進的だと感じましたし、本当に実現できるんじゃないかなというふうなことで、私はもうそれに加えさせてもらいたいんですが、私の案はこういうものです。

その空き家管理システムの中で管理されている空き家を、どんどんリフォームとかリノベーションを行って貸し出しをできるようにします。県外からの移住者向けにこれの家賃補助をします。例えば移住手当で1万円、子供が1人いればさらに1万円、3人なら3万円。すると合計4万円。

そうすると、例えば家賃が6万円の一戸建て住宅であれば、個人の負担は2万円で済むということなので、一軒家畑つきなどの住宅に2万円を入れるというふうなメリットが紹介されれば、県外からたくさんの子供を持ったファミリーが引っ越してくる、移住するという可能性がぐっと高まるのではないのでしょうか。このような仕組みをつくったら、移住の条件としては非常に開けるのじゃないかなというのが、1個目の提案でございます。

2つ目、移住コンシェルジュの設置と市のホームページ活用についてですが、こういう移住を促進する際に、全国のあちこちの事例を聞きま

すと、中には移住したけれども地域のコミュニティとなかなか折り合いがつかずに帰ってしまったという事例もあるそうですが、うまくいっている事例を聞きますと、市の職員あるいは町の職員がこういうコンシェルジュ的な役割を担いまして、あらかじめどういう地域にどんな家があつて、畑があるかないかとか、築何年かとか、さまざまな条件を頭に把握していて、実際に見学をされるあるいは移住されるときに、きちんと地域住民との間に入って、地域住民のコミュニティの中心となる人に引き合わせをしまして、最初から人間関係がうまくいくようなそういう取り次ぎをしているそうです。こういうことをやっているところでは移住が定着するというふうな事例がございました。

そのようなコンシェルジュ、ぜひ米沢市でも、多方面に情報や知識を持つスキルの高いコンシェルジュを設置してはどうかという提案なんです。あわせて、そういうコンシェルジュが把握している物件について、米沢市が今つくっているホームページに物件紹介をするということが非常に有用だと思います。米沢市が間に入って、市が紹介するとなれば信用度が非常に高まりますし、その物件についてはコンシェルジュが本人の情熱をもって、この物件なら私はぜひ貸してあげたいというふうな思いを届けるという意味で、そのコンシェルジュとホームページの組み合わせというのは非常に有用でないかなというふうに思います。

次に、多子家庭支援のファミリーパスの導入についてなんですけれども、これは例えば3人以上の子供を産み育てている家庭には、家族全員が使えるファミリーパスといったものを交付してはどうでしょうか。

ちなみに、これはフランスで既にこういったことをやっておりまして、フランスは少子化対策で見事に成功している事例が有名ですけれども、フランスではそういう優遇措置があるために、

2人目をつくった家庭はいつそのこと3人目もつくろうということで、非常にこのことが大きな効果をあらわしているというふうな話でございます。

例えば米沢市が今すぐできるものとして考えることは、例えば市民バスとかアクティー米沢の使用料とか、市営駐車場、それから市営プール、それから上杉博物館などの大人料金、こういったものですね。その他の観光スポットなどもいいと思います。あとは交渉次第ですが、米沢スキー場の利用料、天元台の利用料、あるいは農家で収穫体験なんているのもいいかもしれません。こういったものを家族みんなが無料になるようなフリーパスというものをつくってはどうか。

ちなみに、この間比較的規模の大きな農家の方にこんなことで話を振りましたら、少子化対策のためだったら協力するというので、「畑のものを掘ってもいいぞというふうなことはできるよ」というふうにおっしゃいましたので、恐らく町の中のさまざまな商店、事業者などの中にも、「そういうことであれば10%引きいいよ」とかというふうな形で協力をしてくれる方がふえるかと思います。

そういうメリットがたくさん込められたファミリーパス、これが例えば3人以上の子供がいる家庭全員が使えるというものが生まれれば弾みがつくのではないかなというふうに思います。

次に4番目、学校給食無償化への段階的取り組みについて。

このことは一新会の島軒議員も話をされました。今、急速に全国で学校給食の無償化が広がっております。島軒議員からもありましたが、鮭川村では県内最速で17年度から学校給食を完全無償化というふうなことでございます。

私が段階的と書きましたのは、米沢市の場合はもちろん一気に完全に無償化するというのは財政上厳しいでしょうけれども、例えば第3子な

どからの導入というのを検討してはいかがでしょうか。第3子が無償というふうな程度の財政措置であれば、今すぐできるのではないかなと。

まして話題になりましたが、ふるさと納税の寄附金が非常に好調で、今山形県1位になりましたね。そういう財源もございますので、ぜひともこの学校給食の無償化への段階的取り組みに着手していただきたいというふうに思います。

次に、5番目、子育て支援のなお一層の拡充についてなんですが、ここでは2点要望といいますか、要件がございます。

1つ目は、新年度の新しい山形県の予算が内示されましたが、その中で学童保育所への支援の拡充が決まりました。殊に私が強調したいのは、低所得者に対する学童保育の入所費ですね、保育料の支援が今回5,000円から1万円に上がったそうです。

私は学童クラブの現場の話を聞きましたらば、現場の中にもやはり子供たちの貧困のいわゆる貧富の格差があるというふうなことが見えるというふうなことです。それは栄養状態がよくない子がいて非常に体格が小さいというふうなのが見てとれると。それ以上に、大体月額1万円の学童保育の費用が払えないために、学童保育所にも通えないという子供が実際たくさんいるんだという話でございました。

そうすると、宿題をみんなと一緒にするという時間ありません。そして、夕方のおやつを食べるということもできません。そういう子が実際にいるということです。この制度は要綱ができ次第すぐに米沢市でも採用していただきまして、新年度から採用していただきまして、今その1万円が払えなくて学童クラブに行けないという子供たちを急いで救済していただきたいということが、この子育て支援の拡充の1点目です。

それから、その2点目ですが、これは長井市でこの4月から始まる斬新な取り組みです。「B

a b y B o x」というお話です。

長井市では、この4月から赤ちゃんが生まれた家庭に「B a b y B o x」というものを贈るそうです。この中身は、十数種類の地元産の子育てに役立つアイテムが入っているんですが、非常におもしろいと思ったのは、国産のヒノキ材を使った木のおもちゃ、これは地元の建具屋さんがつくるものです。

それから、読み聞かせ絵本も入っていますが、これは市民に公募しまして、読み聞かせのお話をつくっていただいて、そして、長井市の絵本を書ける作者といいますか、そういう人が絵をつくりまして、地元の本屋さんが修正をした、地元の印刷屋さんが印刷製本をするということで、地元の地域振興にも役立つし、それから、いただいた新生児を産んだ家庭には非常にありがたいというような、まさに「W i n W i n」の取り組みが長井で4月から始まるそうです。

これをぜひまねていただきたいというのが5つ目の提案と質問になります。

最後に、歴史・自然・文化・観光・産業と学校教育、人材育成について。

このことについてはきょうの午前の議論でも内容的にほとんど同じような中身ございましたので、1つだけピックアップして提案したいのは、現在、聞きましたところ、上杉博物館については米沢市の小学生、中学生、高校生はパスを学校から借りると無料で入場できるというふうな話をお伺いしました。

上杉博物館は非常に見応えのある博物館で、何回でも足を運んで見て、本当に勉強してほしいというふうに思われる宝物がたくさんある博物館です。

今ここは無料ですが、それ以外の宮坂考古館や宝物殿ですかね、それから、春日山林泉寺や御廟所など、観光スポットで現在は有料というところがございます。こういったところもぜひ相手方と交渉していただいて、米沢の子供たちに



はぜひ無料でも何回でも来てもらえるようにしてほしいというようなことを構築して、ぜひ米沢の子供たちが米沢の歴史や自然、文化、観光を学ぶのに好ましい環境をつくるということに一步踏み出していただきたいということの要望でございます。

以上、私の壇上からの質問を終わります。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、空き家利用者への家賃補助制度についてと移住コンシェルジュの設置と市のホームページ活用についてお答えいたします。

昨年度より実施している空き家利活用支援事業につきましては、居住を目的に空き家を購入された個人の方に対して、購入費用の一部を補助しております。補助額の上限を通常30万円とし、今年度は市外からの移住者の方につきましては20万円の加算を行っておりますが、議員お述べのとおり、子育て世帯の実態やニーズに即した対応も必要であると認識しております。

そのためにも、新年度に実施する空き家実態調査や移住者アンケートなどの結果も踏まえるとともに、他自治体の取り組みなども参考にしながら、空き家を賃貸として活用する場合の家賃補助が制度として有効に機能するかも含めまして、実現の可能性を探ってまいりたいと思っております。

次に、移住に係る御質問であります。議員お述べのとおり、移住を検討している方にとって、就職先、住宅支援、地域コミュニティーなどは特に関心の高い事項であることから、首都圏にある「やまがたハッピーライフ情報センター」に常勤している県の移住コンシェルジュと連携しながら、現在は市職員や地域おこし協力隊が移住希望者の相談窓口となり、対応しております。

御質問の本市独自の移住コンシェルジュの配置

につきましては、専門的知識も必要であり、そのような人材がいらっしゃるかを含めて研究をさせていただきたいと思っております。

まずは、米沢暮らしの魅力を広くお伝えしていくため、県、他市町、関係団体とさらに連携を深めながら、移住希望者と地域との橋渡し役として市のホームページやフェイスブックも積極的に活用し、さまざまな世代の移住希望者の立場に立った総合的な情報発信・情報収集に努め、それぞれのニーズに合わせた受け入れ体制づくりを進めてまいります。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

○堤 啓一健康福祉部長 私からは、3の多子家庭支援のファミリーパスの導入についてと、5の子育て支援のなおい層の拡充についてお答えいたします。

本市の出生数に占める第3子以降の割合は、平成20年から平成26年までの平均で17.9%と、県の平均17.0%を上回っている状況であります。

このような状況でもあることを踏まえまして、本市において多子世帯への支援を行うことは、少子化対策として効果のある施策であると考えております。

妊婦から小学校6年生までの子供を対象に「やまがた子育て応援パスポート」を発行しております。平成29年2月20日現在の県内の協賛店は3,345店舗となっており、子育て世代から好評をいただいている事業となっております。

このシステムは、平成28年4月から全国展開をしております。全国共通のパスポートとなっております。子供が3人以上いる世帯に特化したその家族全員が対象となるサービスだけではございませんが、商店や企業協力と理解を得ながら、地域全体で支え合う子育て支援として十分な効果が上がっている事業だと思っております。

今後、子育て支援以外の行政サービス全体においても、多子世帯へどのような支援が行えるか、また、その可能性があるかも含め研究してまいります。

次に、子育て支援のなお一層の拡充についてであります。

放課後児童クラブへの県の新たな補助事業につきましては、利用者の負担軽減につながるものですので、新年度に入り補助金の要綱が県から示された時点で実施に向けて適切に対応したいと考えております。

平成29年度は「ようこそ赤ちゃん応援事業」として、地域社会全体で赤ちゃんの誕生をお祝いし応援するメッセージやギフトをお届けする経費を当初予算に計上しております。

ギフトの内容につきましては、市立図書館でブックスタート事業を28年度から実施しておりますので、おおむね7カ月のお子様に絵本のプレゼントをしていますので、「ようこそ赤ちゃん応援事業」では、地場産品を活用したものを贈呈したいと考え検討しております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 それでは、私から、学校給食費の無償化について、そして、米沢の子供たちが地域の歴史や文化を学ぶことについてお答えをいたします。

初めに、学校給食の無償化についてであります。給食に係る経費については、学校給食法において負担者が定められており、施設設備費及び人件費は設置者である市町村が負担し、その他の経費は保護者が負担することとなっております。

ただし、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから設置者の負担が望ましいと判断し、本市では食材費のみを学校給食費として保護者に負担をしていただいております。

なお、学校給食法の施行と同じ年に文部事務次官通達として、「経費の負担等」の項目において、学校給食の実施費用についてはそれぞれ分担することを定めたが、保護者の経済的負担の現状から見て、市町村がその一部を補助することを禁止するものではないとの通知がありました。

県内においてもその通知を根拠として、一部市町村において一部補助等を実施していると思われます。

つきましては、本市においても事務次官通達の趣旨に基づき、第3子等の区分にかかわらず保護者の経済的負担の現状を勘案し、準要保護世帯に対する給食費の補助を実施しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、地域の歴史や文化を学ぶという点についてお答えをいたします。

市内各小中学校では、地域教材を活用したさまざまな教育活動を計画的に行い、米沢のことを深く理解し米沢のよさを知るとともに、ふるさとを愛する心の育成を図っております。

小学校における実践としては、総合的な学習の時間などにおいて、地元の生産者とかかわりながら自分たちで生産活動を行い、食の大切さを学ぶ食育の実践や、地域の歴史や文化について探求する活動などが行われております。

中学校では、「米沢学」として米沢の歴史、文化、自然、産業等についてみずから課題を持ち、主体的に調べまとめ発信するといった活動を行っています。

教育研究所学力実態研究委員会では、小中学校における英語教育の研究を進めており、特に郷土の特色を英語で紹介するための教材づくりに力を入れてきました。

また、子供たちが地元の大学とかかわることのできる取り組みとして、山形大学大学院理工学研究科が中心となって行っている科学教室や科学フェスティバル、米沢栄養大学と連携した食

育出前授業などがあります。

今年度は、山形大学工学部を見学し、さまざまな体験活動を行った中学校もあり、地元の大学の魅力に触れる貴重な機会となっております。

子供たちの郷土愛を育んでいくためには、道德教育も大切です。教育研究所で作成している道德郷土資料「ふるさと米沢の心」には、米沢にまつわる民話や、上杉鷹山を初め、米沢の発展に尽くした人々の生き方・考え方が物語として紹介されています。この郷土資料を活用した道德の学習を通して、米沢のよさ、すばらしさを知るとともに、成長した後もこの先人たちの教えが心の支えとなることと思います。

今後米沢についてより深く理解するとともに、米沢を誇りに思い、米沢の未来を見据え、このまちで生きていきたい、地元で頑張りたいと感じてくれるような教育活動を大事にしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 高橋英夫議員。

○20番（高橋英夫議員） 答弁ありがとうございます。

最後の教育長からの学校給食費に関する回答でございますが、現在は要保護家庭及び準要保護家庭が無料なんですね。なので御理解くださいというふうな回答ですので、これ以上は踏み出さないというふうな意味に私は捉えました。

中川市長にこれからちょっとお伺いしたいんですけども、この間、第3子の保育料が、保育所だけでなく認定こども園、それから児童館、民間保育所まで無償になるということで、非常に前進があるなというふうに思っております。

「健康長寿日本一」という新しい打ち出しにあわせて、やっぱり米沢は子育てに非常に力入っているというふうなアピール、大いに今後していってほしいなと思いますが、その中で、学校給食に関して、今、教育長の回答は、現在は要保護家庭と準要保護家庭でやっているのを御理

解いただきたいというふうな内容でございましたが、私は例えば、まずは第3子から無料にするということは財政的にも十分可能であるし、まず新しく一步踏み出すといところでは大いに意味があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか、市長。

○海老名 悟議長 中川市長。

○中川 勝市長 保育料の第3子無償化と、これも一定程度、ある意味では差別化が図られる政策的な判断だというふうに思っております。

ようやく29年度踏み切ったわけでありまして、これは財政とのかかわりが非常に重要でございますのでそこら辺も、これからの学校給食の無償化についてはやっぱりその辺なんかもしっかりやっていかないと、「余裕があっからやった」といっても、後々どうなっていくかということもありますので、そこはこれから検討していかなきやならないというふうに思っております。当面は教育長が申し上げたことで取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○20番（高橋英夫議員） この学校給食の無償化の広がり、県内では村山市、尾花沢市、西川町、大蔵村、南陽市、寒河江市、天童市の7自治体、このほかに大江町が今実施検討中。

それから、この中の寒河江市は2017年から2020年までの4年間の間に完全無償化をするというふうになっておりますね。寒河江市では2017年度は半額助成と第3子以降の無償化というふうな段階的な実施をすると。財源はふるさと納税ということでございますので、米沢もぜひこれ今の段階で踏み出さないということではなくて、いろいろ研究していただきたいなというふうに思うんですよ。

全国でもこの給食の無償化というのは広がっております、いろんな効果があるというふうな話なんです、非常に大事ななと思ったのは、完全給食が実施されたら朝食欠食の生徒が減っ

たと。それから、不登校の生徒も給食を楽しみに学校に来るようになったというような成果があるそうでございます。

ちなみに、韓国では貧しい子供たちだけが無料給食を申し込むのは貧困の烙印を押されることになるとの考え方から、2000年代以降、小中学生全員の給食を無料にする自治体がふえているようで、小学校の何と94%、中学校の76%で学校給食が無料化されているというふうな話でございます。

そして、この無償化の方法もさまざまあるようございまして、例えば保護者が半額負担、市町村が半額補助するという方法や、保護者が3分の2、市町村が3分の1補助などの方法、そのほか消費税が5%から8%に引き上がった際に増税分を市町村が負担したり、食材費の高騰による支出増を市町村が補助するといったような形で、さまざまな支援の方法があるようです。ぜひともこれは今後引き続き検討していただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後に、先ほどファミリーパスの件で部長のほうから、今子育て応援パスポートというのが県内3,345店舗・事業所で実施していると、全国展開も始まったという話がありました。

私がお願いしたかったのは、さらに第3子ということでプラスアルファのメリットをつくってはどうかという中で、先ほどは市営のもので今すぐこれできるんじゃないの、つまり実際に動いているので新たな財政支出を伴わない、中川市長がやろうと言えはすぐできるというような提案をさせていただきましたが、この点についていかがでしょうか。

○海老名 悟議長 中川市長。

○中川 勝市長 そういったことも視野に入れて検討はしていかなくやらないのかなと。県のときにはそういった応援パスポートということは設置したわけで、それ以外にも、ただ負担も伴

うことも出てきますので、全く負担がかからないというわけにはいかないというふうに思っていますから、そこら辺は今後の検討課題ということに今の段階ではさせていただきたい、このように思います。

○海老名 悟議長 高橋議員。

○20番（高橋英夫議員） 例えば、上杉博物館に家族みんなで行ったときに大人が無料で入れるとか、あるいはプールを無料で入れるというのは、特にそこで新たな費用が発生するわけじゃないので、そういったことをうまくつなぎ合わせるというのが私の今回の「WinWinよねざわ大作戦」のコツでございますので、ぜひ今後ともいろいろと検討いただきたいというふうにお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○海老名 悟議長 以上で20番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休 憩

~~~~~

午後 1時40分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、財政健全化計画について、7番相田光照議員。

〔7番相田光照議員登壇〕（拍手）

○7番（相田光照議員） 一新会の相田光照でございます。傍聴に来ていただいた皆様、本当にありがとうございます。

きょうの一般質問をする前に、ちょっと会派のことについてお話をさせていただきたいと思います。

うちの会派は、一新会13人おります。大変大き

な所帯であります。一般質問、代表質問を決めるときには、それぞれ自分の思い、したいものを出し合いながら協議をし決めていきます。

今回私がさせていただくこの財政健全化計画については、実は、きのう島軒代表が一番最初に私たちに持って来ていただいたときの最初の項目にあったものであります。それをとつかばしたんではないですが、譲っていただいて、きょうこの場でこの財政健全化計画を質問させていただきたいと思いますので、この問題に関してのミニ代表質問という考え方で当局の皆様には捉えていただきたいと思います。私たち会派の思いを込めてこの質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、昨日もありましたが、この3月で御退職、御勇退されるお三方の皆様に御礼を申し上げます。

まず、加藤病院事務局長におかれましては、私が所管させていただいている民生常任委員会、そして、市立病院の建替委員会等々でも、本当に激しい議論もありましたが、一緒に議論をさせていただいて、そして、委員会運営にも御協力いただいたというふうに思っております。本当にありがとうございました。

そして、会計管理者の神田部長。神田部長には、私、決算委員会6年間お世話になりました。その中で、本来であれば答弁の必要がないポジションの立場であります、マイナス金利についてこのたびさせていただいたところであります。マイナス金利については、もちろん入側の総務部長だったり財政課長の答弁とともに、出る方向、いわゆる会計官としての専門的な知識をもって答弁をいただいたということが、すごく私の中では糧になり勉強になったなど。本当に見た目と裏腹に優しさを持った部長だったと私は思っております。本当に長い間ありがとうございました。

そして、3月末で御勇退される大沢代表監査委

員に関しましては、決算委員会はもとより、最も私が印象に残っていることがあります。それは平成27年9月議会での決算審査意見書での言葉であります。

当時は実質単年度収支が3年連続の赤字となりました。それをおもんばかる一言が、今回のここに立たせていただく原点であります。それは「財政健全化の取り組みには、業務全般の見直しを初め、場合によっては市民の理解を得ながら、行政サービスの見直しもやむなしとする英断が求められると思料する」というものであります。

私は、この言葉の本質を、「標準的なサービス、いわば市民として受けるべき必然のサービスは当然担保する責務としてあるが、過度なサービスに対しては協力を願うことも考えていかなければならない」というふうに捉えることができる、覚悟ある言葉だったと思っております。

そして、この意見書はこのように続きます。「新たな米沢市財政健全化計画策定後の早期周知を図り、緊迫感を持って改善策を実践することにより、健全な財政状況を実現させ、市民の信頼と期待に応えることを切に望む」。

この言葉に呼応するかのように、平成27年度決算の単年度収支は11億円もの黒字になりました。そして、今年度も黒字になる見込みであります。

しかし、来年度以降、この計画のままでいけば、平成24年から26年度までの3年連続赤字を超える4年連続の赤字見込みになります。それを鑑みれば、この計画の抜本的な見直しは必須事項と言わざるを得ません。

では、この財政健全化計画は誰が策定したもののでしょうか。

毎年見直しをかけるというものの、32年までに回復の見込みを立たせなきゃいけないにもかかわらず、この予測。安心できない市民もおられてもおかしくはありません。

また、計画（案）の状態で、もしくはこの計画

以外に27年度の後半から28年度に追加した施策はあったのでしょうか。

この2点を伺うとともに、計画策定前に我々議会から提出した財政健全化計画に対する提言を、当局の皆様はどのように捉えてらっしゃるのでしょうか。

この3点を壇上からお伺いしたいと思います。

今この場で財政について質問できているのは、大沢代表監査委員の覚悟ある言葉があったからだと思います。それをもって深く勉強したのも事実です。本当にありがとうございました。

加藤事務局長、そして神田会計管理者、長きにわたり市勢発展のために御尽力いただきまして、改めまして御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今後とも、お三方には厳しい目と優しい目で市勢発展へ向けて御助言をいただきたく、お願いを申し上げまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、財政健全化計画について御答弁申し上げます。

まず、1点目の財政健全化計画は誰が策定したのかにつきましてお答えいたします。

財政健全化計画の具体的な策定作業であります、さかのぼること平成27年になります。平成27年4月に開催した部課長を対象とした説明会からスタートしているものであります。

各部署で検討された健全化施策の素案を全庁的に協議しまして、その後、第1回の原案を市議会にお示ししたのが平成27年8月でありました。

その後、市議会や市行政経営市民会議からも御意見をいただき、10月にはパブリックコメントの計画案を取りまとめたところであります。

当然であります、財政健全化施策の各検討段階においては、当時の市長に判断を仰いでいるところでございます。

そして、平成27年12月になりますが、現在の中川市長が就任され、計画案については十分な検討を行い、平成28年1月にはパブリックコメントで寄せられた意見のほか、市議会からの提言書や市行政経営市民会議からの意見書の内容を踏まえた最終案、これを市議会に御説明申し上げ、2月上旬に計画を作成したものでございます。

次に、2点目の計画以外の追加施策はあったのかにつきましてお答えいたします。

平成28年度当初予算の編成については、平成28年度ですが、当初予算の編成につきましては、財政健全化計画の策定と並行して進めたものでありまして、計画に掲げる施策を基本的に反映したものでありますので、大きな追加施策はありませんでした。

なお、平成27年度決算につきましては、財政健全化計画で見込んだ財政見通しよりも収支状況が大幅に改善しております。

年度間の財源調整のための基金の積み立て、取り崩しや前年度からの繰越金の増減などを除いた実質単年度収支につきましては、計画策定時に1億4,600万円の黒字と見込んでいたものが、決算では11億円の黒字となりました。

これは、少雪のため道路除排雪経費などが例年よりも大幅に少なかったことに加えまして、社会保障費である扶助費も想定の伸びを下回ったというものでございます。

一方、歳入面では市税が見込みを大きく超過するとともに、特別交付税は少雪の割には比較的多額の交付があったことなどによるものでございます。

また、今年度の収支状況であります、これも現時点では改善する見通しであります。去る2月10日に議会報告した収支見通しにおきましては、計画策定時に4,600万円の赤字と見込んでおりました実質単年度収支が5億6,700万円の黒字となる見込みであります。

これは見込みより市税が大幅に増加するという
ことに加えまして、平成27年以降になります
が、ふるさと応援寄附金が急増したことにより
まして、その寄附金の一部を基金に積み立てた
ものを取り崩して活用するその額を増額したこ
とによるものであります。

なお、このふるさと応援寄附金制度の推進につ
きましては、財政健全化の施策に掲げているも
のでありまして、健全化施策の効果額の増加分
はこのふるさと応援寄附金によるものでありま
す。

なお、財政健全化計画に掲げた施策以外に、市
民サービスの低下を招くような事業の廃止・縮
小を行ったものはございません。

次に、3点目の議会からの財政健全化に対する
提言をどのように捉えているかにつきましてお
答え申し上げます。

市議会から財政健全化に対する提言をいただい
たのが平成27年11月であります。この提言内容
につきましては、パブリックコメントで寄せら
れた意見や市行政経営市民会議からの意見書の
内容とともに検討を行い、平成28年1月に議会
報告した最終の計画案にできる限り盛り込んで
いるところであります。

なお、財政健全化計画については、その進行管
理として、施策の実施状況、収入見通しと決算
の比較などの検証を毎年度実施しまして、必要
に応じて本計画を見直すとともに、施策の軽減
や追加実施などの対応について、次年度の予算
に反映することとしております。

健全化施策の一つであります下水道使用料の改
定について平成29年度からの実施ができなくな
るなど、今後施策の見直しが必要な状況にあり
ますので、追加施策の検討などに当たりまして
は、議会の御意見も頂戴しながら取り組んでい
きたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 相田光照議員。

○7番（相田光照議員） それでは、順を追って質
問いたします。

一番最初の誰が制定したのか。追加施策はあつ
たのか。なぜ私がこの質問をしたかを、まずお
話をしなければならないのかなと思っています。

今、部長のお話ですと、平成27年度、前市長時
にまず策定したものであるということ。そして、
サービス低下に係るような追加施策はなかった
と。これはすごく大事なところなので、これは
間違いないんですね。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 前市長時代に策定したもの
であること、そして、サービスの低下を招くよう
な施策の追加というものはございません。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） 実は、過日、新聞にある
折り込みがなされました。ちょっと読ませてい
ただきますね。

前市長が策定した財政健全化計画は、平成28年
から32年の5カ年をかけて基金を20億円まで積
み戻すものでした。ここからです。中川市長は、
健全化計画とは別に予算編成で事業（市民サー
ビス）の廃止、費用のカット・圧縮を実施、そ
の結果、基金残高は新たに10億円を積み増し、
計画を上回る30億円に一気に積み上げる見通し
であると。

先ほどの答弁とこの今の文、全くでたらめです
よね。私ね、この折り込みを見たときに非常に
憤りすら覚えました。私たちの知っている事実
と、実はここに書かれている事実はそごがある
と。だとすると、これは確かめなければいけな
いという思いで、この質問をさせてもらった
ところなんです。

やはりこのように新聞折り込みがされること
によって、誤解をしてしまう市民の方もおられ
るのも事実です。だとするならば、明確にここ
はそうでないんだということを否定しなければ
ならないと思うんですが、どうですか。否定すべ

きことではないですか、これは。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 詳しくその中身については存じ上げませんが、多分その背景には寿山荘の問題などがあったのかなと思います。

寿山荘につきましては、健全化計画に廃止の方向はありますが、年度までの決定はございませんでした。それも市民サービスの低下に配慮した部分と十分な議論が必要だというふうな2点からであります。

ただ一方では代替施設の検討にも入っておりまして、我々としてはその機能低下ではございませんで、機能は確保した上での見直しというふうに考えているところでございました。

そういったところについての考え方の違いとかさまざまな理由はあったのかと思いますが、我々としてはサービスの低下を招いたものはないと思っていますところでございます。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） そうですよ。この健全化計画にもしっかりと寿山荘のことは書かれています。つまり、その時点でやはり廃止の方向で進めながら、でも、代替機能を持った施設の担保もしていくというふうに、確かに議会にもそのような形で廃止に向けた、年度を決めていないでしていきたいということで、多分28年度、今年度に計画を出していったと私は感じています。

27年度の11億円は、もちろん少雪等々も含めてラッキーなことがたくさんありました。ですが、今回の28年度の見込みがマイナス4,600万から5.6億円にふえると。ここはもちろん市民サービスの低下もしていない、しっかりとしたふるさと納税のアップ、そして、先ほど述べられましたが市税のアップもありました。もちろん職員の方、そして幹部の方、我々もそうですが、給与でしっかりと財源を戻しているところもあると思います。

そういうことも踏まえると、やはり誤解をして、「いや、中川市長になってサービスがきつくなったんだよ」と、「それによってお金がふえたけれども、私たち損してんのよ」という人がおられたとすれば、私はやっぱりここは、この映像を見ていただいている方はわかるかもしれませんが、でも、多くの方がこれを見ているわけではない。とすると、より多くの人にその事実を私は周知すべきだと思いますし、この28年度の決算見込みが黒字の方向に行くんだということも踏まえながら、広報よねざわなんかでもしっかり市民周知をしていくべきと思いますが、その点はどうお考えですか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まさしくおっしゃるとおりでございます。その文言の中身が、低下がないなんて明確に言っているかどうかまでちょっと、済みません、覚えがありませんが、記憶にございませんが、間もなく広報にその内容を載せて周知する予定でありますので、そこは御了承いただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） ぜひ正確な事実を市民の皆様伝えていただきたいと思います。

では、次に、議会からの提言に対することと。27年10月に私たちも検討委員会を開いて、検討委員会を中心に全会一致でこの提言書を市長にお渡ししたと思います。どのようにこの健全化計画に具体的に反映させていただいたんでしょうか。私、ちょっと見えないんです。確かに我々が出した提言書には8つの項目があります。じゃ、具体的にどこをこの市から出した計画書の中に盛り込んだかと。もしそういうところがあったら教えていただきたいと思います。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 一つ一つのその健全化の施策について、どこをどうだと正直難しいんですが、

この提言書の全体の流れを見れば、市議会、それから市民の意見を十分に聞きながら健全化というのを、まあ緩やかにという表現はございませんが、適切にやっていくべきだというふうな全体の傾向を今回は健全化計画の中に反映したつもりでございます。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） 全体にかかわるような形で、具体的な形ではないにしろ、やっぱりその話を盛り込みながらつくったと。

私、この議会側から出したものの8つ目の項目、除排雪基金の創設という項目があります。これは当局の財政計画の中にも入っていません。

これは本当に去年は非常に少雪だったと、雪が少なかった。でも、一昨年は非常に豪雪だった。ことしは標準といえども相当想像を絶する降り方をして、ゼロになって消えたりまた降って消えたりと、非常に除雪がかかる降り方だったと思います、ことしは。

過去5年間のベースを見たとしても、杉浦部長なんかもう専門家ですからわかると思いますが、相当除雪はかかるし予測はできないですね。この雪の降り方というものは。

それを考えると、少雪の年が何年も続けばいい。でも、そうでなくて、もう雪は降るもんだと、除雪はかかるもんだということを考えれば、この基金の創設ということもひとつ考えていく方向にあってもいいんじゃないかなと思います。その点はどう考えますか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 実は、その具体的に提言の中で述べられている、まさしくこの8項目めについては、健全化計画では掲げてというか盛り込んでおりません。

一方で、今回市政協議会で御説明申し上げたように、退職手当基金は何かまた始めたじゃないかというふうなことで、またそこでさまざま御議論があらうかと思います。

雪につきましては、退職手当と違いまして必ずかかるというものでもない。退職手当の場合については、定年60決まっていますので、人数が多い年には必ず出費が出ると。ただ雪については、おおむねですが7億円程度あれば、平均的にですが、何とか除雪が支障なく実施できるんじゃないかなとありまして、現在はまだ基金は設けておりません。

それで、その理由につきましては、この提言をいただいたときの御答弁かと思いますが、まずは健全化のほうに傾注させていただきたいと。その後に、この除雪の基金について検討をさせていただきたいという話で答弁したとっておりますので、決してこの8項目めを無視しているわけではございませんが、現在のところは検討中だということで御理解いただきたいと思います。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） わかりました。

恐らくこの基金を持つことによって特別交付税が変わるようなこともあるかもしれません。それも確認しています。

ですが、やっぱり雪は降るんです。除雪もかかります。平年並みに降ったことしですらまた補正を、補正ですね、補正をしなければならない。つまり7億円では普通に降っても足りない状況が続くと。でも、基金をなかなか積み立てられないとすれば、いわゆるその除雪に回せる財政調整基金のほうに、そこも加味しながら積み増しをしていくことも考えられるのではないかな。

例えば去年のような少雪のときに予算を7億円をとっていたと。かかったものは半分だとしましょう。例えば3億円かかって4億円余ったら、この4億はしっかりと除雪に使えるように調整基金のほうに積み増しをしていくと。

そういう考え方をしていくことによって、特交でもらう部分があります。かつ、こっちでも自分たちの裁量で使えることもできる基金を積み

増しをしていくという考え方も私は必要だと思いますので、その点も御一考いただきながら、計画の見直しをちょっと図っていただきたいなと思います。

経常収支比率がずっと高どまりの状態、これから4年間で32年度が98.1までまた上がります。それを踏まえるともちろん見直しは必要です。抜本的な見直しは私は必要だと思っている。

そうした中で先ほどありましたが、下水道ですね。私たちは12月の定例会で下水道の値上げを否決いたしました。これはただ単純に市民サービス、もちろんお金がないから市民に負担をしてもらうと、もちろんその考えもあります。その考えもありますが、それだけではないんです。もっと見直せる部分があるのではないのかと。

うちの会派から3人産業建設常任委員会に委員として行かせていただいております。その3人も、上下水道部長がおられるから多分お話は聞いていると思います。うちの会派としてその3人は、やっぱり米沢浄水管理センターと置広管轄の米沢クリーンセンター、市内にこの2つがあると。そのうち分担金として1億4,000万が置広の米沢クリーンセンターにいつていることを踏まえれば、これの統合、米沢に2つある処理施設を一本にして、その分担金分を、全部とは言わない、この下水道で恐らく1億7,000万を否決していますので、この1億7,000万全部とは言わないけれども、少しでも予算を獲得する、今まで置広にいつてあったお金をしっかりと市のほうに戻すかが、全部とは言わない、1億円でも1億5,000万でもいい、そういうことができるんではないかと提案していると思います。

それについて、水道部長はどうお考えですか。その点について。

○海老名 悟議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 下水道条例の一部改正に議案を提出いたしました昨年12月議会では、議会から、使用料改定に先立ってしなければな

らないものがまだまだあるという御指摘でありました。それらは、将来を見据えた下水道事業についてしっかりと収支計画を踏まえた中長期の経営計画の策定であったり、その計画の議会や市民への丁寧な説明であったり、そして、今お述べの置賜広域行政事務組合の管理する米沢クリーンセンターのし尿処理施設を浄水管理センターに統合しての類似施設の二重行政の解消による値上げ額の圧縮の検討でありました。

このため、経営計画の策定をしっかりと取り組みたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番(相田光照議員) わかりました。その点も議会からの提案ということも踏まえていただきながら、検討をしていただきたいと思います。

それで、その下水道のほかにもやはりこれを圧迫している一つは扶助費であります。この扶助費というものは非常に今までなかなか手をつけづらい部分でした。ですが、ここに視点を持たなければ、財政の健全化は私はあり得ないと思っている。

ここで誤解をしてほしくないのも、私はちゃんと言いますね。生活保護費に関しては恐らく100%国から制度上来るものであります。教育の就学援助に関しては来ますが、市からも一般財源からの補助も出ています。

その中で、今現在しっかりとその支給をされている方々のものを減額をしたりとか支給やめということはこれはしちゃいけない。これはしちゃいけないんです。これをやろうと思うから扶助費には手を出さなかったと。

でも、ここに視点を置かなければ財政健全化の抜本的な改革はないという視点を持てば、やはり被受給者、生活保護を受ける人、就学援助を受ける家庭、その前段階で受けないようにするための施策をつくることは、実は財政健全

化計画の大きな直接かかわる未然防止につながるんじゃないかなと私は考えたんですけども、その点について総務部長はどうお考えですか。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 全くそのとおりだと思います。具体的な施策については、当然その所管部長が市長中心に考えることでありますが、その論理展開はまさにそのとおりだと思っているところでございます。

○海老名 悟議長 相田議員。

○7番（相田光照議員） ぜひともその視点を持っていただいた上で、もう一度この計画をしっかりと抜本的に見直していただきたいと思うんです。

ただこの健全化の5年間はお金を積むだけの5年間ではないと思います。持続可能な米沢市があって、それができるのは基礎となる財源がしっかりと礎づくりをする月日がこの5年間だと思っています。

砂上の楼閣は崩れます。それよりも米沢の身の丈にあった城でいい。でも、基礎財政という基礎がしっかりできる自治体を、これから当局の皆さん、特に中川市長にはやっていただきたい。そのためには見直しも英断を下しながらやっていただきたいということを切に願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○海老名 悟議長 以上で7番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時10分 休 憩

~~~~~

午後 2時19分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、行政事業レビューの導入について、11番皆川真紀子議員。

〔11番皆川真紀子議員登壇〕（拍手）

○11番（皆川真紀子議員） 一新会の皆川真紀子です。私のテーマは、行政事業レビューの導入についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

私たちは本格的な人口減少社会を初めて迎えます。米沢市においても、23年後の2040年の人口は、国において約6万9,000人と試算されています。確実に人口は減少します。これまでのような右肩上がりを想定した社会のあらゆるシステムを根本から見直すことが求められていると思います。

米沢市は、あらゆる情報を公開し、市長、議会、職員、市民でそれを共有し、何をやめて何をやるのか考え、既得権の排除を含めた新たな合意を形成していくことが必要だと思います。

その手段の一つとして、行政事業レビューを提案いたします。行政の事業の実態を市民の前に明らかにし、そのあり方を問うことは、決定的に重要だと思います。

しかし、長年継続してきた事業を内部だけで見直すのは難しいと思います。そもそも全く必要性がゼロの事業はないからです。

長年継続してきたということは、市長も議会もその予算を認めてきたということであり、当然担当職員は自分の仕事は市民のために必要だと考えています。

そして何より、その事業でサービスを受けてきた受益者は、多くの場合サービスの削減や廃止には強く反対します。こうした既存事業に切り込む手段として、公開の場で事業を評価するのです。

この行政事業レビューは、2002年、民間の構想日本が行政の事業仕分けとして始めました。消費者目線で会社の事業、商品を見直すことと同

じです。岐阜県から始め、現在100以上の自治体で行われています。

昨年10月に兵庫県加古川市の公開事業評価を個人視察として傍聴してまいりました。議長の許可を得まして、お手元に資料が配付されていると思いますので、ごらんいただければと思います。

土日2日間にわたり開催され、構想日本から進行役が1名、専門的知識を持った外部審議委員が4名、無作為抽出で選ばれた市民評価員24名、マスコミ関係者と傍聴者数十名、その前で市の担当者が事業の説明を10分ほどし、その後、専門的知識を持った外部審議委員の質問に三、四十分で答えます。

全事業の中から、事業費100万以上であることや市民アンケートの結果をもとに総合的に判断し、市長が選定した8つの事業をテレビ中継で公開評価が行われました。

構想日本の方に伺いますと、実施したどの自治体でも、傍聴した市民から「自分の市でこんな事業をこれだけ税金をかけてやっていたと初めて知った」という感想が多く聞かれるそうです。まさにこれが公開する最大の意義です。行政の内容が見える化し、税が真に有効なものに使われているかを確かめる手法です。

「行政事業レビュー」は、現在の政府で使っている名称のため使用しましたが、内容は公開事業評価であり、公開事業評価の目的は3つです。公開すること、外部の目を入れること、その場で結論を出すことです。

公開する意義はさきに述べました。外部の目を入れるということも最初に触れましたので繰り返しのようになりますが、継続してきた事業を当事者みずからで見直すのは非常に難しいからです。

しかし、担当者の問題点を指摘するには一定の専門性が必要であり、市民だけの場合、「実はこんな実態があり、困っている人がいるので、どうしてもこの事業はやめられない」「一見す

ると多額の費用がかかっているが、こんな事情があり、どうしてもこれだけの予算が必要だ」と職員に説明されれば、それ以上聞けなくなったりするからです。

しかし、ほかの自治体の職員を含めた専門家が審議委員になれば、「ある自治体では同じ事業をやめたが、実際には心配した問題は起こらなかった」「全く別の手法と発想でやれば、ずっと質の高いサービスを少ない費用で実施できる」と指摘すれば、議論を深めることができます。

経験を積んだ審議委員を外から呼んでくることで、実際はかなり有効な結論を生んでいるそうです。

そして、加古川市公開事業評価の結果としては、資料にあるとおり、区分が4つあります。廃止及び抜本的見直し、要改善、現状維持、拡充です。そして、外部審議委員、市民評価員の最終評価は、どの事業も、廃止及び抜本的見直し、要改善が多数という結果になっていました。

しかし、その場で結論を出すことは最終決定ではありません。市長や議会が最終的な判断をすることになります。ですが、公開の場で出された結論を変更するには、市民に納得してもらう論理と説明責任が重要になります。

今、東京都の豊洲への移転問題が全国から注目されています。いつどこで誰が決めたのか、なぜ変更になったのか、はっきりしないからだと思います。

本来は事業の検討段階から見える化にすればよいのだと思いますが、まずは、公開事業評価に対して本市のお考えを伺いたいと思います。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私から、行政事業レビューの導入についての御質問にお答えいたします。

御質問にありました兵庫県加古川市の行政評価の取り組みについて、ホームページで詳しく拝

見をさせていただきました。

議員のお話の中にありましたとおり、加古川市では平成24年度から市で実施するさまざまな事業について行政評価を行っており、また、平成26年度からは公開事業評価ということで、市民サービスとしての必要性、実施主体のあり方、実施手法の妥当性などの観点から、弁護士、大学教授などの外部審議委員がその事業について公開する形で議論を行っています。

その手法についても、市民評価員の方々に評価していただきまして、その結果を踏まえその後の事業を進めていくというもので、実際にホームページ上にも審議の状況が動画で公開されております。

本市におきましては、総合計画に基づく実施計画の策定の際、2年置きになりますが、これまで実施してきた事業を、妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から検証し、継続していくか内容の見直しをするかなど、事業の方向性について検討する形で行政評価を実施しているところです。しかしながら、現在では内部の検証にとどまっているところであります。

行政評価については、国の各省庁を初め、各自治体においてもさまざまな手法で実施をしており、それぞれにメリット、デメリットがあるように見受けられます。今回、議員からお話をいただいた加古川市の手法も含め、どのように行政評価を進めていくべきか検討をさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） 今の答弁でありましたデメリットとはどういったことでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 ホームページで拝見しましたが、資料なんかにも出ておりますが、加古川市さんの場合には構想日本という、議員の御質問の中にもありましたが、その手法にある程

度委ねて、進行も構想日本のほうから出ておられると。

そして、実際に審議委員の中にも構想日本の委員が入っていらっしゃるというところで、相当外部の方に委ねていると。あと、全く市外の方が相当入っていらっしゃる。ほとんど市外の方ではないかなと思っております。

その中で地域実情というものをどの程度その議論の中でできるかというようなところで、米沢市に当てはめた場合、そのような審議をしていただくメンバーをどのように集めていくかというところについては検討すべきところだと思っております。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） 壇上でも申し上げましたように、外部審議委員の質疑を聞いて市民が評価するということですので、そうすると最終的には市長、議会なわけですので、それがデメリットに当たるというのはちょっとわからないですけれども。

なお、先月20日に置賜総合文化センターで東北中央自動車道利活用地域活性化シンポジウムがありまして、市長も出席されていましたが、その中で講師の方が成果の一つとして、マーケティングと外部視点の導入をしたことで関係者の意識改革につながったという報告をされてしました。

分野は違えど間違いなく成果が出たというこの報告の事実、外部視点の重要性、今、逆にそれがデメリットだということでしたけれども、こういう結果と成果が出ている、シンポジウムでも発表されていることについてどう思われますか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 デメリットというのは最初の答弁でなかなかうまくいかない場合もあるだろうというところで、2回目では検討というか、そういうことでお答えしたところでありま

今、1回目の答弁でお話したとおり、残念ながら私どもは内部の評価でしかないというようなところで、外部の視点を今後どのようにして入れていったらいいかと。特に市民の目であります。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○海老名 悟議長 須佐総務部長。

とずれる形にはなりますが、予算等にそれを生かしていくというふうな形態のほうでないと、現実的には難しいのかなと思っているところでございます。

○１１番（皆川真紀子議員） 今、負担とおっしゃいましたが、どういう負担でしょうか。具体的にお願いいたします。

それをさらに市民目線を加えてという形になりますと、相当その期間も必要ですし、適時というわけにはなかなかいかないのかなという意味で、それを適時まで詰めるには相当の負担がかかるといったところでございます。

○須佐達朗総務部長 企画調整部長からも申し上げましたように、外部目線は必要だと思います。外部目線というのは多分行政評価のことだと思います。

– 128 –

要施策の報告書に一体として盛り込むという部分、その部分については検討というか難しいというふうに申し上げているところでございます。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） 次に進みます。

通告していますので、類似施策として再質問させていただきます。

2013年、香川県高松市で、公開施設評価が実施されました。対象になったのは、保健センター、温浴施設、スポーツ施設、総合福祉会館の合計32施設だったそうです。

まず、施設シートに基づき、市の担当者が整備の経緯、現状などを説明。続いて、利用者代表が、いかにその施設を有効に使っているかアピールします。さらに、その後、コーディネーターのもとで専門家2人と無作為抽出で選ばれた市民評価員20人が加わって、施設のサービスが市民のニーズに合っているか、その施設で実施するのが最適か、施設の管理は適切かなど、さまざまな角度から議論し、最後は市民評価者が評価するというものです。流れは公開事業評価と同じです。

ここでも大事なのは、無作為抽出で選ばれている市民なので、多くは施設を利用していない人です。

壇上でも申し上げましたが、施設や事業でサービスを受けている受益者は、削減や廃止に反対するのが当然です。

老人福祉センター寿山荘においても、一度は廃止という方針を出しておきながら、存続を望むパブリックコメントが20数件来たからという理由で、機能を残すという方針に変わりました。寿山荘のコストも1人利用に当たり2,054円を市で負担しているとか、ちゃんと情報を提供した上で、利用していない人の意見もちゃんと聞いたのでしょうか。

コミセン事業にしても、分館を入れて市内18カ

所あり、年間約2億9,000万かかっている、そのうち人件費、物件費で約2億5,000万円、市民サービスになっているところの自主事業経費は約1,400万円だということ。

昨年の市民アンケートでも、集会施設に関しては、ほとんど利用しない、利用したことがないという回答が61.1%です。削減、削減の要望、そして、施設の利用料は、広く市民からではなく、利用者から徴収すべきという意見も多数だったという結果です。

公共施設ワークショップ、去年開催されたワークショップにおいても、参加者の意見をまとめた中に、削減したほうがよい施設にコミセンも挙がっています。

質問ですが、寿山荘利用者以外の市民からも意見を聞いた上で、寿山荘の方針を変えられたのでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 寿山荘の廃止につきましては、財政健全化計画のパブリックコメントの中で意見をお聞きしたということで、それを受けてその機能を残すという政策的に判断したところでございますが、特に利用していない方から何か御意見等を聞いたということはございません。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） だとすると、偏ったパブリックコメントということになると思うんですが、そのためにそういう公開事業評価なんかを提案させていただいているわけです。

きのう、市民平和クラブさんの質問に、上郷コミセンにおいても答弁されていましたが、実施計画と公共施設等総合管理計画が違っているのは事実だということで、教育管理部長も答弁されていました。

市長も、市政運営方針で「公共施設等総合管理計画に基づき」とうたっているわけです。であれば、実施計画は見直しが必要だと思うんです

けれども、基本計画と公共施設等総合管理計画どっちが上位計画なんでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 実施計画につきましては、まちづくり総合計画の下にぶら下がっている、実際の具体的な事業を掲げているものでありますが、どちらが上というところではないんですが、性格が違いますので、公共施設については将来の公共施設をどうしていくかと、実施計画については細かい事業を当面3年間のものを挙げるというようなところで、1つ加えますと、実施計画上でも上郷コミセンは挙がっております。

そして、今回の公共施設等総合管理計画についても各地区コミセンについては1館ずつを基本とするというようなところで、その点については整合性がとれているということで御理解をいただきたいと思います。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） 実施計画は3年でローリングされていますよね。ということは、2期の実施計画は今年度中に策定されると思うんですけども、やはり一般的に、いや、一般論は通用しないかな、新しい計画のほうがやっぱり優先的に拘束力を持つと思うんですけども、そうなったときに第2期の実施計画を立てる年度と、その実施計画だからということで、実施計画に入っているからということで、つくるといその方針を変えないというのは矛盾してくると思うんですけども、並行しているとはおっしゃいますけれども、私は矛盾していると思うんですけども、どうでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 新年度に30年度からの3年間をつくります。その実施計画の中では当然、今回公共施設等総合管理計画ができましたので、その方針にきちんと乗って事業を挙げていくと。例えば30年からの計画で全く新しい機能を持つ

ような施設を建てるということは原則はしないというようなところで、その考え方に沿って実施計画も各事業を掲げていくということになるうかと思います。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） じゃ、複合化、統合化、集約化というのは、どう整合性がつくんでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 今後、新しい施設をつくる場合には、当然その検討は今おっしゃったような検討を行うと。その上で、複合、統合などが可能であれば、事業費等もその中でシミュレーションをしながら実施計画に掲載するというような運びになります。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） もう一度確認しますが、まちづくり総合計画の実施計画と公共施設等総合管理計画は、どちらが上なんですか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 どちらが上というところではなくて、お互いに連携というか、同じ考えのもとにいくというようなところであります。

1つ、公共施設等総合管理計画の中には、例えばいついつこの建物をつくるというようなことはありません。したがって、基本的な今後つくる場合の考え方を述べていくと。少なくとも20年間はこの考え方でいくよというところを明確にしております。

その中で、例えば今後この建物を更新しなくてはならないという場合には、公共施設等総合管理計画に基づいて、複合化等も計画して、お金の財源的なところの裏づけもしながら、その後の3年間に検討を始めるとか、そういうところを実施計画に掲載すると。具体的に事業年度等も入れながら掲載するという流れになります。

○海老名 悟議長 皆川議員。



○11番（皆川真紀子議員） 基本原則が公共施設等総合管理計画だとして、実際に事業を計画するのが実施計画だとしたら、やっぱり基本原則に沿って基本計画も見直す必要があると思うんですけれども、計画とはそういうためにあるのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 総合計画全体の10年間のもののまちづくりの方向性は変わっておりませんので、それはまず見直さないというようなところで、実施計画については、先ほど申し上げましたが、来年度、公共施設等総合管理計画が新しくできましたのできちんとその考え方に基づいて、30年から32年までの3カ年の計画を立てるというようなところになります。

○海老名 悟議長 皆川議員。

○11番（皆川真紀子議員） じゃ、矛盾していないというのは間違いないんでしょうか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 はい、おっしゃるとおりで、矛盾はしていなくて、きちんと基本的な考え方に、統一した考え方に基づいて計画を進めてまいりたいと思っております。

○11番（皆川真紀子議員） 以上です。

○海老名 悟議長 以上で11番皆川真紀子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休 憩

午後 2時48分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、教育における新聞の活用について、8番

成澤和音議員。

〔8番成澤和音議員登壇〕（拍手）

○8番（成澤和音議員） 一新会の成澤和音です。

まずもって、3月末をもって退職されますお三方に、心からこれまでの御活躍、御尽力に対して敬意を表しますとともに、これで終わりと言わずに、来月以降も米沢市政の発展のために御尽力いただきたいとお願い申し上げます。

さて、私は以前、地域情報を発信する地域新聞記者として働いていたこともありまして、今回は教育における新聞の活用について一般質問をいたします。

情報は日々の生活において、物を考え発言し、行動する上で重要な判断材料となります。そして、その情報が集まった新聞は、政治、経済、社会、スポーツ、文化など、あらゆる情報の分析、整理し、読者に提供しています。

私たち議員においても、情報のほとんどは新聞から得ているものが多く、市政に対して提言を行うための重要なツールとして活用しております。

まず初めに、新聞があることによって多様な情報を得られ、さまざまな考え方を持つことができると思いますが、教育現場での新聞の重要性についての認識をお尋ねいたします。

続いて、文部科学省が行っている全国学力テストで、新聞を読む子の学力が高い傾向がはっきりとあらわれています。ほぼ毎日、新聞を読んでいる児童生徒の正答率は全教科で平均よりも高く、逆に、ほとんど、または全く読まないと答えた層の正答率は全ての教科で平均よりも低かったとの調査が出ているほどです。

文科省は、新聞を読むことで読解力が身につくなど学力向上に有効なことを認識、現行の学習指導要領にその活用を明記しております。

県教育委員会でも、日本新聞協会のNIE（ニューズペーパーインエデュケーション、教育に新聞を）の推進に努め、新聞を使った学習を展

開する方針を昨年10月の県議会で示しました。

ちなみに、本年度は県内7校、本市では米沢四中がN I E実践指定校に選定されています。そこで、現在、本市では新聞を活用した授業はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3つ目ですが、近年は教育格差を生み出す一つの原因に、経済格差があると言われています。新聞を読みたくても、経済的理由、家計の事情で新聞を読めない子供も多くいるそうです。そうした児童生徒誰もが情報を得られる、新聞を読める機会をふやす必要性があると考えます。

さきの新聞報道でありましたが、山形新聞が提唱する「1学級1新聞」、小学5年生から中学3年生までの各学級で新聞を提供することに賛同した県内の市長会、町村会が吉村美栄子知事に支援要望を行いました。

その後、長井市では県内に先駆けて1月10日から全7小学校の小学5年生以上と、全2中学校の全クラス、計43学級で「1学級1新聞」を導入したほか、山形新聞の記者による新聞の読み方出前授業が行われたそうです。こちらにも新聞で情報を得ました。ぜひ私も一度聞いて、一から新聞の読み方を勉強してみたいものです。

また、4月以降、山形、新庄、東根など18自治体で導入、一部導入を予定しているそうですが、残念ながら本市は、賛同したのにもかかわらず、導入予定に名前が入っておりませんでした。

お伺いしたところ、全ての市町村がかなり前向きに導入を考えているそうですが、本市に関してはかなり後ろ向きの回答だったとのことでした。

そこで、本市で導入するに当たって対象となる小学5年生から中学3年生の該当学級数と予算、本市の御見解をお尋ねいたします。

人づくりこそまちづくりの根底です。江戸末期、長岡藩は北越戊辰戦争に敗れ、実収にして6割を失って財政が窮乏し、藩士たちはその日の食にも苦慮する状態に陥りました。焦土化した長

岡のまちに、支藩である三根山藩から見舞いとして送られたのが米百俵。

家老に相当する長岡藩大参事の小林虎三郎は、「米を分ける」と詰め寄る藩士らを前にこの米を分配せず、長岡藩の気風「常在戦場」の書幅を背にして、「苦しいときこそ人づくりが重要だ」と、教育へ寄せる思いを熱く語り、国漢学校設立資金の一部に充てたそうです。これこそが米百俵の精神です。

財政が苦しいときにこそ真の人材育成を行うべきです。今こそ米百俵の精神で、未来ある子供たち、可能性を秘めた子供たちに投資をしようではありませんか。

以上、壇上での質問を終わりますが、真の人材育成は1年や2年で結果が出るものではありません。5年、10年たち、あのときやっておけばなと思う前に姿勢を示していただければと御期待申し上げます。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、教育における新聞の活用についてお答えをいたします。

21世紀は「知識基盤社会」の時代であると言われております。グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中でも、未来のつくり手となる子供たちに必要な知識や能力を確実に身につけさせることが重要であります。

このような時代に対応した教育を進めていくためには、授業において教科書に加えて多様な教材を活用した効果的な指導が必要であり、その教材の一つとして新聞が挙げられると考えております。

現行の学習指導要領では、各校種で指導すべき内容として新聞が明確に位置づけられており、さまざまな教科等に盛り込まれています。本市におきましても、各校で新聞を活用したさまざまな授業が実践されております。

小学校においては、国語科の中で新聞に関する

基礎的な学習を行っています。4年生では、目的に合わせて取材をし、知らせたいことを選んで新聞記事を書くという学習を、5年生では、記事の比較読みなどを通して、新聞の編集の仕方や記事の書き方に目を向けて読む学習を行っています。

中学校の国語科では、1年生で新聞の紙面構成の特徴を知る学習を、2年生でさまざまなメディアから得た情報の特徴を比較する学習を行います。3年生になると、新聞の社説を比較して読み、主張や論点の展開、表現の仕方について考える学習を行います。

現在、NIEの実践指定校として取り組んでいる第四中学校では、昨年10月にノーベル文学賞を受賞したボブ・ディランをテーマとした新聞の社説を教材化し、授業で活用いたしました。

生徒たちが編集長になったつもりで、論点の展開や表現の工夫に目を向けながら2紙の社説の比較読みをし、それぞれの評価について友達と議論するという学習活動を行いました。

国語科以外にも、他教科や総合的な学習などにおいて、インターネットや関係図書とともに新聞を活用して調査活動を行ったり、調べてわかったことを新聞形式でまとめたり、時には授業者が学習内容にかかわる新聞記事を提示し、子供の興味関心を高めて課題設定をするなど、その活用方法はさまざまです。

そのほか、新聞記事を活用したスピーチ活動、児童会・生徒会における新聞制作など、新聞に係る活動は幅広く行われております。

山形新聞社が提唱する「1学級1新聞」の取り組みの趣旨については、県内全ての市町村長が賛同し、市町村の取り組みに対する支援について要望書を県に提出いたしました。県もこれを受理し、郷土愛を育む活動推進事業費として来年度予算に計上していることが伝えられております。

県では、市町村を対象に費用の2分の1の補助

を行う予定であり、山形新聞以外の新聞についても対象となると聞いております。

2月13日現在、平成29年度の市内小中学校における小学5年生以上の学級数は、特別支援学級を含めまして144学級、小学校が67学級、中学校が77学級を見込んでおります。

1学級当たりの月額購読料を2,500円とした場合、年額432万円の費用、うち県予算が可決されれば半額の約220万が必要となりますが、本市としてはこの話をいただいたのが予算要求後のことでしたので、現状としては事業予算を確保しておりません。

全国学力・学習状況調査の結果分析において、小中学校とも、新聞を読むことと学力の間には相関があることが示されております。このことは本市の状況としても言えることであり、児童生徒の学力向上を図るとともに、経済的理由による教育格差を生み出さないといった本事業の趣旨については賛同するものであります。

しかしながら、その趣旨を踏まえたとき、安定・継続的な事業の実施が求められることを考えますと、本市の事業支出の維持・継続が不可欠となります。県の支援事業も単年度の予算計上であり、現段階で次年度以降の支援については明確にされておきませんので、他市町の動向にも注目していきたいと考えます。

さらに、各小中学校のパソコン等の教室の更新・整備など、本市の児童生徒のために早急に進めなければならないほかの課題もございますので、優先度を考慮し、あわせて先行地域における活用の仕方や効果などもお聞きしたいと思っております。

私からは以上です。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） 御答弁ありがとうございました。

まず、新聞を活用した授業からお尋ねしたいと思います。

そのN I Eの実践校に指定された四中以外というのは、特に新聞を活用した授業は行っていないということなんでしょうか。それも含めた今の御答弁だったんでしょうか。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 N I Eにつきましては、米沢市立第四中学校が実践校というふうになっておりますけれども、各学校におきまして、新聞はふだんの授業で使っております。国語であったり社会であったり理科であったり、教員が新聞の記事を切り抜いてそれを使って授業をしたり、子供たちを話し合わせるということは、日常的に行っておりますので、学校の中に新聞というものは深く入っているというふうに認識しております。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） もしかしたら本市のほうでも行っているかもしれませんが、長井市の小学校で週に1回必ず朝10分新聞を読むという習慣をつけているそうです。いや、本当に大変すばらしいかと、なかなか大人でもできないことかなと思いますので、そういったところも調べながら、本市のほうでも取り入れられるところは早目に取り入れていただきたいなと思いますし、海外のほうではよくディベートの授業というものを展開しております。

本市でも、特色ある授業の一つとして新聞を題材としたディベートの授業、要するに、1つの主題に対して肯定・否定的なものに分かれてそれを討論する。そういった授業を行うことで、もしかしたらさらに地域のことに興味が湧いてくるかもしれないですし、国際とかいろんな社会とかの情報を手に入れられてそういった教養が深まるなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、ちょっと御紹介させていただきたいなと思ひまして、私もN I Eというのはよくわかりませんでした。それで調べてみたところ、

全国の教育実践のデータベースを作成しているそうです。こちらごらんになったかわからないですが、全国で854件の事例が挙げられていました。新聞を活用した事例がありました。その中でおもしろいなといったものを1つピックアップしましたので、御紹介させていただきたいと思ひます。

都城の中学校で取り組んだ授業になります。テーマに上げたのが何と「ふるさと納税日本一の秘密を探ろう」という授業です。ここで問題ではないですが、何の授業だと思いますか。実は、中学校の地理の授業で行ったものです。

どういう関連づけるのかなと思ひたら、循環型社会を知ろう、産業を知ろうということで、都城は肉用牛、豚肉、鶏肉の算出額が日本一で、焼酎の売り上げ日本一の霧島酒造があるということを含めて、ふるさと納税の日本一の秘密の勉強を、6時間ですかね、6時間構成で勉強したそうです。

後でこちらのほうをお渡ししますが、その中で生徒児童たちの反応として出ているのは、「新聞を教材として使った授業は具体的で内容もわかりやすかった」「私たちが住む都城市が日本で有名になってうれしく思ひった」というコメントがありました。

まさにこの新聞を活用したことによって郷土愛が、私は、ふるさとの自慢じゃないですよ、県外に出て行つたときに、「いや、うちの都城ってこういうとこなんだよ」というのを知識を持って県外のほうに出ていくことができる。もしかしたら、やっぱり都城が好きだということで戻つてきてくれる、そういった郷土愛が育めると思ひます。

ぜひともこちらのほうを参考にさせていただいて、米沢でもどういったことができるのか、前向きに検討していただきたいなと思ひます。いかがでしょうかね。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 先ほど長井の小学校のお話がありましたけれども、各学校においても、例えば朝の会とか帰りの会でスピーチというのをやっておりますけれども、その中で児童生徒に新聞記事を紹介させたり、記事を読んだ感想をもとにスピーチをさせたりする活動に取り組んでいるところもあります。

私も実際にやったことがありますけれども、最近の新聞の記事で記憶に残っているものを1個持ってきて話してみましようというようなことで、こんな形で各学校でいろいろな取り組みをしておるところであります。

なお、第四中学校でやっておりますNIEの件でありますけれども、まず、NIEのホームページのほうには今年度の実践指定校として第四中学校が挙がっております。また、第四中学校のホームページを見せていただきましたけれども、新聞閲覧コーナーの様子だとか授業の様子などが紹介されておりました。

なお、第四中学校でいろいろな実践をなされておりますので、今年度の実践が来年度掲載予定というようなことであるというふうに聞いております。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） その実践校、これまで結構な長い期間やられていて、以前は第一中学校も実践指定校に指定されたということが書いてありました。

ただ、検索したところ米沢市だけでなく山形県が1校も出てこなくて、これ実践校に指定されたのにもかかわらず、登録フォームで御報告してくださいというのをしていないから掲載されなかったのか、特色がないから掲載されなかったのか、ちょっとどっちかがわからなかったんですけれども、ぜひともこの米沢が掲載されることを期待しております。

それと、ちょっともう一点だけ、その先ほどのデータベースおもしろいなと思ったのがあるま

した。愛知県の小学校5年生の授業です。社会の授業なんですけれども、小学校のある守山区を襲った台風15号による水害とその対策という授業も行っているそうです。私も実はこの記事を見て、いやおもしろいなと思ったのは、小学生みずからが防災意識のことを学ぶことができる。そして、みずから動くことができるようになるんじゃないかなと思いました。

それで、新聞活用のポイントとしては、新聞記事を参考に対策の改善案を提案する授業だということなので、より児童の考え方、防災に対する意識の向上にもつながると思いますので、ぜひとも見ていただきたいなと思います。

続きまして、「1学級1新聞」についてお尋ねしたいと思います。

今、本市の小中学校において、新聞の設置箇所、新聞の購読数というのはどういうふうになっておりますか。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 本市におきましては、学校配分消耗品として各学校に配分している予算のうち、各学校の判断で学校用として1紙または2紙の新聞を購読しております。

事務室や職員室等に置く場合が多いと思いますけれども、その後図書室に行くとか、あいているスペースに置いて子供たちが自由に見られるようにするとか、もちろんそこから個々の授業で使ったりとか、あと例えばまとめて廊下に張り出すとか、例えば地元の選手が活躍しているような記事なんかについては張り出すとか、そういった形で活用しております。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） 冒頭の壇上の質問でもさせていただきますが、やはり新聞を読みたくても読めない生徒児童がいらっしゃるんじゃないかなと思います。なかなかやっぱ月額3,000円を超えるものになると、生活が苦しいだのそういったことで新聞を購読できない世帯があり

ますので、もっともっと私は子供たちが新聞を見る機会をどんどんどんどんふやしていくことが重要じゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、山形県で今回2,800万ぐらいですかね、先ほどの郷土を愛する事業として、各学校の新聞購読に対して2分の1助成するということでしたけれども、こちらを踏まえて今の判断というのはいかがなんでしょうかね。この事業があれば今年度はやれるということなのか。それとも、それを見てもまだ踏ん切りがつかない状況にあるのか。ちょっとそこを教えていただきたいなと思います。

○海老名 悟議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 先ほど教育長が答弁申し上げましたとおり、この事業が県の予算について聞いた段階ではもう予算の要望をしておりましたので、29年度の実施は考えておりませんが、来年度どのような形がいいのか、新聞を取り入れるとすれば、さまざまな活用方法について検討してまいりたいというふうには思っております。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） 非常に残念だなと思います。要するに、ほかの自治体は私たちと、米沢市と同じ状況にある中で、4月の当初予算で18自治体が計上しているわけなんですよ。独自でやると判断した自治体もあるのかもしれないですし、長井市に限っては、山形新聞がこの「1学級1新聞」を提唱したのが11月です。12月にはもう補正で上げました。1月10日は実施してるんです。それだけ「あっ、おもしろいな。特色あるな」ということで行動が早かった。

米沢は、この県の予算があっても1年かけて判断していかないといけないぐらい二の足を踏んでるのか。ちょっと非常に残念だなと思います。

恐らくこれはリーダーシップとかトップの決断になると思いますが、私、新聞のコメント欄に

ありました、内谷重治市長井市長でしたっけ、内谷市長が導入したきっかけというか、導入したときの新聞記事に載っていたのが、「特色ある教育が不可欠である。小さいうちから新聞に触れることで社会力が高まり、人材育成で市の活性化にもつなげたい」ということで、もう既に1月からすぐ導入したわけなんですよ。

以前、私も内谷市長のお話を何回か聞いたことがあります、ずっと常日ごろから米百俵の精神だと言っていました。どんな機会に言っていたか思い出せないですけども、この米百俵の精神があるからこそ、いいと思ったものをすぐ判断できた。よしやろうかって二つ返事で、こっちに言ったほうがいいんですかね、二つ返事で導入したんだなと思います。

そこで市長にちょっとお尋ねしたいなと思います。本市に関しては、江戸時代上杉家が米沢を統治しておりました。領地返上寸前の米沢藩の再生を担ったのが、きっかけをつくったのが、名君と言われる上杉鷹山公です。どん底にある藩財政を再建するために大検約を断行する一方、産業の振興、そして、人材を育成する学問の道には大金を惜しまず藩校興譲館を設立しました。その考えが今も脈々とあるんじゃないかなと思いますし、状況は全く今と同じなのかなと思います。

それで、市長、思い出していただきたいんですが、1年半前、市長になる前ですよ、みんなにどういった思いを託されて市長になったか。ある方は、中川勝市長においては平成の鷹山公として頑張っていたきたい。中川勝市長もおっしゃったかどうかちょっとろ覚えなんですけれども、この平成の鷹山公になるには大検約、産業の振興、産業振興はかなり力を入れているのはかなりお見受けられます。ただ教育に関してはまだまだ見えてこない部分がある。

そこをぜひともリーダーシップをもって、「よし、いいじゃないか。やってやろう」というそ

の精神を、中川勝市長のその精神を見たいんですけれども、いかがですか。

○海老名 悟議長 中川市長。

○中川 勝市長 子供たちの教育、未来を担う人材育成については、私は重要な課題だというふうに思っております。

ただ、そのことと今教育委員会のほうから答弁あったものが、どういうふうに教育上の効果と、もっとしなきゃならないものがあるというふうな答弁もあったわけでありますので、そういったものについては、私は教育委員会のほうでそうやりますということであれば何も……、何ていうんですか、その事業に対してどうこう言うつもりはございません。

しかし、教育委員会の考え方というものもやっぱりしっかりと受けて、その中で本市の子供たちの教育のあり方というのは、先ほどの質問でもいろんな教育上の課題が挙げられました。そういったことも踏まえて、何が重要なのかということ踏まえながら、その中で「1学級1新聞」が大切であるというのであれば、それはそれで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○海老名 悟議長 成澤議員。

○8番（成澤和音議員） ぜひとも早い段階で、これだけ効果は出ているものです。新聞というのは子供たちの学力向上、郷土愛を育む、もう県内のほとんどの自治体導入しますよ。やっぱり米沢が一番最後になりますよ。ぜひとも早い段階でやっていただきたいなと思います。

今、財政健全化の中でやりたいことができない状況にあるのは十分承知しております。でも、やりたいことをできない、必要に感じてることができないということが大変問題ではないかなと思います。

私たち議員もいろんなことを提案します。真っ先に回答をもらうのが、いや、お金がないとか財政がない。そんな答弁を聞きたいから私たち

は提案しているわけじゃないんです。やれるためにはどうことができるのか、そういったぜひとも前向きな答弁を頂戴したいなと思います。

ちょっと昨日、一部の議員で話をしてたんですが、「先進事例って本当にリスクあるよね。ほかのどこの自治体もやってない中で莫大なお金を投資して、もしかしたら花が咲かないかもしれない。実すらもつかないかもしれない。そんなリスクあることを決断できる人は本当に少ないよね」という話をしました。覚えてますよね。私も全くそのとおриだと思います。

今の教育委員会、本当に不祥事と言ったらいいいのか、ちょっとどうなのか、信頼が本当に著しく低下している中にあります。私、通常であれば本当にここまでいろんな事件が出てきたら、何もやりたくなくなります。でも、何もやらないのが一番だなんて絶対思っほしくない。今だからこそういったことができるんじゃないか、ああいったことができるんじゃないか、どんどんどんどん提案してもらえるような組織になっていただきたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○海老名 悟議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 「1学級1新聞」というふうなことが来ましたときに、私のイメージとしては、例えば中学校5クラスあると5クラスに同じ新聞が全部行くのかなと。それで読むということよりも、どちらかというとホテルのロビーのような各紙5紙があつて、それをみんなで比較して読むことができると、そういうふうなこともいいのかなとか、例えば2クラスであったときに、1紙がいいのか、2紙をとってその2クラスが1つの場所に集まって読んだほうがいいのか、そういうふうないろいろな検討をしておりましたので、もう少しお時間をいただきたいということでございます。

○海老名 悟議長 以上で8番成澤和音議員の一般

質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を3時半といたします。

午後 3時18分 休 憩

午後 3時28分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、こども食堂の開設と行政支援について、  
1 番木村芳浩議員。

〔1 番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○1 番（木村芳浩議員） 明誠会の木村芳浩でございます。3 定例会連続のラストバッターということで、非常にラストバッターも板についてきたのかなと思っていますが、そう言いますとなかなか響きが悪いものですから、メインイベントということで、きょうは本当に大変お忙しい中、傍聴にお越しいただきました。ありがとうございます。

私からの質問は、こども食堂の開設・行政支援について伺いをいたします。

我が国では最近、子供の貧困率の水準が高くなっていることをよく耳にいたします。厚生労働省が2014年にまとめた国民生活基礎調査の結果によれば、子供の相対的貧困率は1990年代半ばから上昇傾向にあり、2014年7月の時点で16.1%となり、過去最悪の貧困率の結果が出されました。

これは日本人の6人に1人が相対的な貧困層に分類されることを意味しております。この調査で、生活意識が苦しいと答えた世帯は59.9%あり、長引くデフレ経済下で子育て世帯の所得が減少したことや、母子家庭が増加する中働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であるこ

とも影響していると分析がなされました。

そうした中で、民間レベルで全国に急速に広がっている活動の一つが「こども食堂」であります。こども食堂の活動には多様性があり、活動を定義するのは難しいですが、「子供が1人で利用でき、地域の方々が無料あるいは少額で食事を提供する場所、子供を1人にさせない居場所づくり」というのが、こども食堂を運営されている方々の共通した考え方であります。

現在、こども食堂は全国に150カ所以上あると推測されており、特に人口の多い首都圏などでは盛んに取り組みが進んでおります。

こども食堂の運営は、個人からNPO法人、各種団体、また、最近では生協やJAも連携し始めており、2015年には講演会やシンポジウム、交流会などのプログラムを組んで「こども食堂サミット」が東京で開催されるなど、今後加速度的に地方にも活動が広がってくると考えられております。

そんな中、我が米沢市においても、昨年のクリスマスころから民間団体がこども食堂を開いております。先週の日曜日にも西部コミセンで開催をされ、私もお邪魔をして活動を見させていただきました。

10組以上の親子が参加をしておりました。全国でこども食堂がスタートをしたころ、貧困対策のイメージであることで利用をためらう家庭があるといった課題が報告をされておりましたが、米沢の会場では子育て世代のお母さんと子供たちが集まり、楽しく食事をとり、子育ての悩みやさまざまな問題なども会話をされており、また、そこには高齢者の方も参加をされており、世代を超えて地域の子育てをみんなで話し合い支援する取り組みであると感じてまいりました。

こうした取り組みは本市の子育て支援に大きく寄与する活動であり、本市が独自でこども食堂の設置を行えば、子育てに優しい自治体として注目をされ、住みたいまちとして若者が結婚し



て定住人口がふえ、子供の出生率を引き上げることも期待ができるのであります。

市長も市政運営方針の中で「変化の大きい社会で生きていくために、豊かな人間関係を構築するため、コミュニケーションスキルの向上に向けた取り組みを継続していく」と語られました。まさに、こども食堂は地域の連携や子育て世代への支援につながり、ひいては子供たちの成長をみんなで見守るコミュニティーの場になること、さらには食育にもつながっていく取り組みであると期待ができるのであります。

福岡県北九州市では、昨年、自治体として全国初のこども食堂を設置されました。子育て支援・子供の貧困問題を解決する上で、本市も独自でこども食堂を設置するお考えはないのでしょうか。

また、民間団体が行うこども食堂の活動に対して、何かしらの支援策は今後考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、フードバンクの設置についてお伺いをいたします。

こども食堂と同様に全国で広がりを見せているフードバンクですが、全国から食品の寄附やボランティア、活動資金などをフードバンクに寄附をいただいて活動を行うわけでありましたが、特に食品メーカーや外食産業で、品質に問題がないものの包装の不備などで市場の流通が困難になり商品価値を失った食品が発生した場合など、従来であれば破棄されていたものを、こうした食品の提供を原則として無償で受け取り、生活困窮者を支援している各団体を通じて、野外生活者や児童施設入居者、学校給食のない夏休みや冬休みにおなかをすかせている子供たちに御飯を届ける活動であります。

逆に違った側面もあり、この活動には食品などの廃棄物の発生を減らすことにつながり、環境保護やごみの減量化にもつながっております。

こうした取り組みも近い将来必要になっていく

ことが考えられますが、本市としてフードバンク設置の必要性をどのように考えておられるか。また、民間団体へ支援策は考えておられるか、お伺いをいたします。

最後に、この3月いっぱいをもちまして退職をなされる当局の皆様方、そして、職員の皆様方に、市勢発展のためにこれまで御尽力をいただきましたことに感謝と敬意を申し上げ、壇上からの質問を終わります。

**○海老名 悟議長** 堤健康福祉部長。

〔堤 啓一健康福祉部長登壇〕

**○堤 啓一健康福祉部長** 私からは、木村芳浩議員のこども食堂の開設と行政支援についてお答えいたします。

初めに、こども食堂についてであります。こども食堂という名前が使われ始めたのは平成24年ころからで、昨今、全国的に広がりを見せ、報道によりますと300カ所以上開設されているとのことであります。

その中で本市の状況でございますが、まず、米沢市母子寡婦福祉連合会がすこやかセンターを会場として、山形大学などの学生で構成された「まなびす」というサークルとともに、昨年4月から週1回、ひとり親家庭等の子供たちに無料の学習支援を行っております。

その中で、9月から11月まで月1回、学習支援に来られた子供たちの保護者の方と協力しながら、学習支援の参加者を中心に食事を提供するという形で実施されております。

また、市内で飲食店などをされている「フェリーチェの会」が、米沢こども食堂ネットワークとの共催で、市内の食料品店やフードバンクなどの協賛を得ながら、昨年12月から学習支援やスポーツ交流などとともに実施されております。

また、同じく昨年12月から、DV被害者の支援などを行っている女性支援ネットワーク「ゆあら」というNPO法人も、市内のコミュニティセンターを巡回する形で実施されております。

次に、フードバンクについてであります、食品の品質には問題がないが、包装の印字ミスなどにより通常の販売が困難な食品を、NPO法人等が企業等から引き取り、福祉団体や生活に困窮している個人などに無償で提供するフードバンク事業は、平成12年以降、全国で広がりを見せているようであります。

本市では、本市を拠点とするNPO法人「フードバンク山形」が平成23年8月に設立されており、その法人からお聞きしたところ、提供先企業からまだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を収集し、県内の福祉施設、学童クラブ、災害支援団体、災害避難者支援団体、その他生活に困窮している方に寄附提供を行っており、その取扱量は平成25年の年間15トンが最大で、平成26年、平成27年は7から8トン程度であると伺っております。

このように、こども食堂やフードバンクを開設・運営するNPO法人や各種団体の活動は、地域や市民レベルで支え合い、支援内容や対象者を限定しない共助活動であり、また、それらを運営する法人・団体が互いに連携を図りながら事業を推進している状況にもありますので、市独自での設置という考えは現在のところ持っておりません。

ただ、活動に当たり公共施設の利用や周知など、公的機関として協力できるところはこれまでも支援させていただいておりますので、今後とも各関係機関と情報交換など連携に努めながら、活動を支援してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○海老名 悟議長 木村芳浩議員。

○1番（木村芳浩議員） まずは御答弁ありがとうございます。

今、部長がおっしゃったものとほぼ、民間団体での活動が米沢でも広がってきていると。

今申し上げたとおり、こども食堂は2012年8月ですか、東京の大田区の八百屋さんが始めたこ

とがきっかけで日本全国に広まったという話です。

大田区といえば東京で一番のものづくりのまちで、そういったところでその八百屋さんの旦那さんが、夏休み明けに学校が2学期始まって子供の顔を見たら、休み前とその子の顔がげっそりやせてて、その家庭環境の話を聞いたことから何かきっかけが始まったというお話がつづられておりましたけれども、実質民間団体の方々が非常にやっぱり苦労されているということは、さまざまな団体から、企業から寄附をいただいて、食材の提供をいただいて、そういう開催を何とか1回でも多くその地域で行っていきたい。

今、部長からも御紹介ありました、昨日の山形新聞にも載っていました。山形大・栄養大・短大生が約30人ぐらいでこの「まなびす」という団体をつくっていただいて、こうした貧困家庭、ひとり家庭、母子家庭にある子供たちに学習支援を行っている。まさに今全国ではこれがほとんどセットアップのようにして各地域で進んでおります。

それで実質的に、壇上でも申し上げました、福岡の北九州市では昨年度、2016年から市が独自で設置をしたんですね。自治体が設置をするという背景には、厚生労働省で補助金が昨年地方創生の中で出されたということもありまして、非常に活発に国や県の補助金を利用して、民間団体を支援している。こちらのほうが逆に全国的には支援の幅というものが広がっているようであります。

そうすると、山形県では昨年8月から山形市のほうで母子家庭等の対策総合支援事業を国庫補助金、これは厚生労働省から出ているものなのですが、この国からの補助金を活用して、今山形市で開催をしている。あとは、山形県内では最上町のほうで個人の方が運営をされている。

これは、私、県のほうにお聞きをしたところ、これは市町村にもこの補助金の制度が活用でき

るということだったんですが、こういった補助金を活用して、そうした団体に少しでも補助を回せないかな、支援策ができないものかと考えているんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 補助金は、確かにこども食堂について子供たちの居場所づくりということで補助金の制度はございます。

そういったことで、今実際にいろんな団体の方からもいろいろ情報交換の機会を得てさせていただくつもりでございますが、そういった支援がどこまで必要とされているのか、そういった実態等を十分お聞きして、今後そういった補助金の活用なり考えていきたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） きょうは議長から許可をいただきまして、1つの大阪の池田市のこども食堂に対する支援補助金のプリントを皆さんのお手元にお配りをさせていただいています。

こちらも国の国庫補助を使いまして、年間最大30万ということで、開設費用、それから運営費用、15万、15万を上限にしてやられているということでもあります。

こうしたものを活用していけば何らできない話ではないなと私は思っているんですが、政策というのはやはり、先ほどのきょうの議員の質問にも出ておりましたけれども、やるかやらないか決断だと思うんですね。違いますかね。

これからこのまちで育ってこのまちを支えていく子供たち、そういう中で、さらに貧困の問題を抱えた子供たちに、そういう弱い立場にいる子供たちに、やはり光を当てていく。

光を当てていく政策というものが、やはりそのまちの長い歴史を責任を持って継いでいってくれる子供たちにつながっていくのではないかなと私は思っているんですが、こうしたものを活

用するというお考えは今後ございませんかね。いかがですか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 今、実際されている状況等を、先ほどお話ししたわけですが、子供の貧困の問題がございまして実態を十分把握するという話を、先ほど別のところで答弁させていただいていることもございます。

そういったことで、実際にこれからこういったこども食堂の取り組みがまだまだ量的にも必要だというような状況があるということであれば、やはりそれなりの対応を考えていかななくてはならないというふうに思っています。

そういった際には、そういう補助金の活用で実際こういう新たに実施しようというNPO法人等あるいは地域の方々、そういった取り組みの関係で御相談等いただければ、そういった補助制度の活用について考えていきたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） そうしますと、平成29年、来年度の予算の審議が来週から始まりますが、その中で持続可能なまちづくりの協働行政運営の中に、協働提案制度補助金というものが予算化されております。これは200万ぐらいあったかと思います。

この中には、市民の地域課題解決能力を掘り起こし、アイデアを市政に取り込む地方創生まちづくりのプランナー創出事業を実施していきます。これは市政運営方針演説で市長が語られております。このプランで対応できませんかね。いかがですか。

○海老名 悟議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 御承知のとおりのお話ありました協働提案制度でございます。

こちらのほうについては、非営利団体が公益的な事業を行う場合にお出しする私どものほうの補助金ですので通常、ほかの事例もいただいた

ところでありますが、当然該当すると。基本的には該当すると思っております。

予算の枠がありまして、各さまざまな、この福祉分野だけではなくて、いろんなまちづくりとかさまざまな分野から公益的な事業を御提案いただいて、市民の委員会の中で審査をさせていただきます。決定をさせていただくという流れになります。該当は十分できるものと思っておりますので、予算を通していただければ4月から説明会、そして審査という運びになりますので、御検討いただければと思っております。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） ありがとうございます。

非常に前向きな制度なのかなというふうに思っております。やはりこども食堂というのは本来にさまざまな要素を含んでおります。

目的は、やはり先ほど来申し上げているように、子供を一人に置かないというふうな居場所をつくってあげることだと思うんです。そこに学習支援があったり、そして、地域の方々、高齢者のひとり暮らしの方々も呼び込んで、そこでコミュニケーションをとると。これはコミュニティの新しいツールだと私は思っているんです。

そういったもので地域の活性化であったり、なおかつ、その地域発展の中で、さまざまなそういういろんなお子さんが誰でも出入りできるそのこども食堂という一つのツールを使って、地域おこしができていく。

そこの中には官民、いわゆる官学、そういったところで連携はもうとれてきているんですよ。もう実際にこういう活動が、学生さんも含めて、民間の団体の方ももう既にやってらっしゃる。ですから、これはもう地域づくり、まちづくりに非常に近いプロジェクトではないかなと思っております。

ですので、こうした取り組みにおいては、ぜひ本市にとってもこれは進めていくべきだと私は

考えるんですが、いかがですか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 こども食堂、ネーミングから子供を中心に考えがちですけれども、確かにいろんな高齢者の居場所づくりだったり障害者の居場所づくり、子供の居場所づくりというふうに、いろんな居場所づくりが必要になっております。そういった意味では、おっしゃるように、いろんなこども食堂がもともと出たときのお話もされていたようだけれども、やっぱりいろんな世代が交流できるというようなそういった場でもある、もともとはあるというふうに思います。

そういったことで考えますと、いろんな地域にそういった交流の場をつくっていくということは、確かに地域づくりとしてコミュニティの力をかりるという形になるかというふうには思っております。

ただそういう方向に、構想としてはもちろん大変いい構想だとは思いますが、具体的にそれぞれ主体的にそれを担っていただくような、まず地域的な取り組みをどうやってつくっていくかというの、ひとつ課題であるかなというふうに思ったところでございます。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） 私、今申し上げたと思う。具体的な内容は私申し上げたつもりなんです。

ですから、貧困に苦しむ家庭のお子さんを、こども食堂で無料あるいは低額で食事を与える。そうした中で学習支援をする。ひとり暮らしの高齢者やお年寄りが集まって、そこでコミュニティを図る。これは一石三鳥じゃありませんか。迷うことがわからないんですね。

そこにまちづくり、コミュニティを伸ばしていく。これこそ創造じゃありませんか。何をためらうのか、私は全然わからないんですが、部長がためらっている根幹は何なんですか。そこを教えてください。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 ためらっているというわけではございませんが、非常にそういう、今、3団体の方は活動いただいているわけですが、そういった中で自由に、市の補助になりますと色々な制約等も出てきますので、そういった自主的な活動を今実際行われているということで、そういった方向での広く地域で普及させていきたいというふうに考えたところでございます。

そういったところで、実際にそれぞれの地域でそういった取り組みを進めていく上で、当然中心になっていただくような組織なり等も必要になってきますので、なかなかすぐにはできないんじゃないかというところがちょっと思ったところでございます。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） 申し上げていますとおり、自主的な活動に制限があるからそういう支援が必要なんじゃないかということ、私は御提案しているんですよ。

個人の方も団体の方もボランティアの方も、時間を割いてさまざまな企業を回り寄附を募って、ボランティアですよ、非営利なんですよ。そうして、そういった方々に光を当ててるんですよ、弱い方々に。そういう居場所をつくっているんです。

だから、行政自体でできないんですかと。北九州市がやってるでしょう。ほかの自治体がやっているのに米沢市ができないわけがないんですよ。やる気の問題なんだ、これは。

だから、自治体がやれないんだったら、やっている民間団体に少しでも支援をするべきではないかと申し上げているんですが、再度お聞きします。いかがですか。

○海老名 悟議長 堤健康福祉部長。

○堤 啓一健康福祉部長 最初に答弁申し上げたように、それぞれ実施されている機関の方に十分

御意見等もいただきながら、あるいは状況等を確認しながら、支援を考えていきたいというふうに考えております。

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） ぜひ前向きに、それから、先ほどの協働提案制度の補助金に関しましてもぜひ各団体からのそういう計画書を判断していただいて、前向きにそれを進めていただきたいと思います。

最後に、市長に、こうしたコミュニティーの場、居場所をつくるということは、やはり地域形成をこれからつくっていく上で大変本市にとっては重要な課題の一つだと思っておりますが、その辺について、このこども食堂に対する思いをひとつお聞かせいただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○海老名 悟議長 中川市長。

○中川 勝市長 こども食堂に限らず、今いろいろなこういった活動をなされている、特に先日、学生と若者の交流会に出席をさせていただいて、こういった家庭の子供たちに勉強を教えている「まなびず」というその学生さんのおいでになって、懇談する機会がありました。

私としては非常にありがたいというふうに思っておるところであり、そして、そのほかにもいろいろな米沢のまちづくりに、地元の学生でなく県外から来ている学生さんなんかも一生懸命取り組んでおられる話をお聞かせをいただいたところで、こういった部分について今後どのように、支援といいますか、自主的におやりになっていただいておりますから、そこら辺どのようにお考えになっているのか。

そして、今お話ありますこのこども食堂の件についても、実際もう3団体ばかりボランティアでおやりになっていただいていると。

ぜひ一遍、今後こういったことというのはやっぱり必要になっているんだろうというふうには理解しておりますので、こういった課題がある

のか、そういったものも実際おやりになっている方と懇談をさせていただいて、今健康福祉部長が申し上げたとおり、これからどのように支援のあり方を検討するかということになっていくのかなというふうに思っておりますので、私としても、ぜひこういった居場所づくりというのはそれぞれの各年代において必要になってくるということは間違いございませんので、なおいろんなケースを考えながら、方法を考えながら、学生さんなんかともいろいろまた改めて懇談をしながら、方向性を見出していきたいと、このように考えております。

午後 3時57分 散 会

○海老名 悟議長 木村議員。

○1番（木村芳浩議員） ありがとうございます。

ぜひ前向きに進めていただきたいなど。

その後に質問させていただきましたこのフードバンクに関しましても、こういったこども食堂のようなさまざまな活動をされている方を支えている活動でもございますので、これは先ほど部長からも御紹介ありました、米沢にも「フードバンク山形」というところが設置をされて、民間の方が頑張っている。

そうしたことで、やっぱり需要がこれからどんどんどんどんあるものだ。そこにやはり自治体として何ができるかということをぜひ追求をしていただいて、前向きな政策に取り組んでいただきたい。そのことを要望して終わります。

○海老名 悟議長 以上で1番木村芳浩議員の一般質問を終了します。

.....

散 会

○海老名 悟議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。